

令和7年第1回砂川市議会定例会

令和7年3月11日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第 6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問
- 延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 令和6年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 令和6年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 5号 令和6年度砂川市下水道事業会計補正予算
議案第 6号 令和6年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 市政執行方針
- 日程第 3 教育行政執行方針
- 日程第 4 一般質問

沢 田 広 志 君
高 田 浩 子 君
武 田 真 君

○出席議員（13名）

議 長 多比良 和 伸 君
議 員 是 枝 貴 裕 君
伊 藤 俊 喜 君
高 田 浩 子 君

副議長 小 黒 弘 君
議 員 石 田 健 太 君
山 下 克 己 君
鈴 木 伸 之 君

中 道 博 武 君
沢 田 広 志 君
辻 勲 君

水 島 美喜子 君
武 田 真 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病 院 事 業 管 理 者	平 林 高 之
総 務 部 長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二
市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	為 国 泰 朗
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	三 橋 真 樹

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 板垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 野 田 勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局長 安 武 浩 美

事務局係長 野 荒 邦 広

事務局係長 佐々木 健 児

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第 1 議案第 1 号 令和 6 年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 4 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第 5 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計補正予算

議案第 6 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 1 号 令和 6 年度砂川市一般会計補正予算、議案第 2 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第 3 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第 4 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第 5 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計補正予算、議案第 6 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計補正予算の 6 件を一括議題とします。

第 1 予算審査特別委員長の報告を求めます。

第 1 予算審査特別委員長。

○第 1 予算審査特別委員長 沢田広志君 （登壇） 第 1 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

3 月 10 日に委員会を開催し、委員長に私沢田、副委員長に山下克己委員が選出され、付託されました各議案について慎重に審査し、議案第 1 号から第 6 号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 多比良和伸君 これより第 1 予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第1号から第6号までを一括採決します。

本案を、第1予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 市政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第2、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 飯澤明彦君（登壇） 令和7年第1回市議会定例会の開会に当たり、市政執行に関する私の所信を申し上げたいと存じます。

私は、令和5年4月に市長就任1期目のスタートを切り、令和7年度は、私に与えられた任期4年の折り返しを迎えることとなります。私の市政運営に対する所信と主な事業の取組について申し上げ、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

市長就任以来、まちづくり懇談会や関係団体との会合などを通じて市民の皆様からお話を伺いますと、町内会や老人クラブ、子ども会といった地縁団体では活動の機会や担い手が減少し、地域における人とのつながりが希薄化してきているとの意見を多くお聞きいたします。

これまで地域コミュニティは、世代を超えて互いに助け合い、喜びを分かち合い、人とのつながりを育む場として機能しておりましたが、人口減少や少子高齢化によって、家族関係や社会への帰属意識、結婚・出産・子育てに対する価値観、地域コミュニティへの参画意識などにも大きな変化をもたらしているように感じられます。

私がこれまで子育て支援を重点的に実施してきましたのは、子育て世代が多くの市民の皆様、さらには市内の元気のある企業に支えられていると実感し、ふるさとに愛着を持っていただけ取組を展開することで、将来、子供から高齢者まで幅広く市民を支え、まちづくりを担っていく者としての自覚や機運を醸成することにつながると考えているからです。

「子育てするなら砂川」、そのような思いから子育て環境の充実を図ってきたところであり、これまでの施策に加え、高校生等までの子供に係る医療費の自己負担無料化や学校給食費の無償化、さらには子育て中の保護者の方との懇談を通じて現状を把握し、施策の実現に努めてまいりました。今後とも本市に住み続ける市民の皆様の姿を想像しながら、必要な施策を検討し、講じてまいります。

まちなかの活力とにぎわいの創出を目指し、工事を進めておりました砂川駅前地区のまちなか交流施設「すないる」は、4月末にオープンいたします。世代を超えた出会いと交

流が生まれ、まちの魅力を再発見し、市内の回遊促進につながることを期待しているものであり、市民に限らず、初めて本市を来られた方にも来訪いただき、施設の基本コンセプトである「賑わいと魅力を生むまちの居場所」となるよう整備を進めてまいります。

さて、我が国の経済情勢は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、経済状況は改善傾向にあり、賃金については、３３年ぶりの高い賃上げが実現しております。

しかし、名目賃金や所得の伸びは物価上昇に追いついておらず、個人消費の持ち直しに足踏みが見られる状況にあり、政府は、昨年１１月に閣議決定した「国民の安心・安全と持続可能な成長に向けた総合経済対策」において、国民一人一人が実際の賃金・所得の増加という形で、手取りが増え、豊かさが実感できるよう、さらに政策を前進させ、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る社会の実現、そして、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとすることを目指すとされております。

次に、地方財政の状況は、国の地方財政計画では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高騰が見込まれる中、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、自治体が自由に使途を決められる一般財源総額は、前年度を上回る６７兆５，４１４億円としたところであります。地方交付税の総額についても、令和６年度補正予算における繰越金に加え、所得税の法定率分の自然増などにより、前年度を上回る１９兆円が確保されたところであります。

本市においては、歳入の根幹である市税では、個人、法人ともに所得が上昇傾向にあることから増収が見込まれ、当初予算では５年ぶりに２０億円台を確保する状況となっております。地方交付税については、普通交付税の算定において、「こども未来戦略」の「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく施策に関する経費が増額されたほか、物価高騰の影響による学校・福祉施設などの公共施設の光熱水費の高騰や、ごみ収集・学校給食などの公共サービスや施設の管理に関する増額経費を、包括算定経費において算定するとされたことから、前年度より増額を見込んだところであります。

それでは、「砂川市第７期総合計画」の基本目標に沿って、令和７年度の市政執行における主な施策の概要について申し上げます。

初めに

基本目標１ 「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」であります。

子育て支援につきましては、子育てに要する経済的負担の軽減を図るため、高校生等までの子供に係る医療費の自己負担無料化、学校給食費の無償化、保育所における副食費の無償化などを引き続き実施するほか、子育て世代の方々からいただいた意見・要望を踏まえ、「乳児すこやか応援クーポン券」の増額と使用期間を延長し、支援の充実を図ってまいります。

また、本年度から市役所庁舎に保健師等の職員を配置した「子ども家庭センター」を開設いたします。これまでの支援のほか、母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営する新

たな体制により、関係機関との連携・協力を図りながら、切れ目のない包括的な支援の実現に向けて、子育て世帯等への相談支援や情報提供などに取り組んでまいります。

さらに、市内5か所で開設している学童保育所につきましては、次年度の砂川学園の開校に伴い、同校内に設置する中央地区学童保育所及び空知太小学校を継続して使用する北地区学童保育所の2か所に再編する予定であり、保護者説明会等を通じて変更となる事業等について周知を図り、円滑に運営できるよう準備を進めてまいります。

母子保健対策の充実につきましては、産後ケア事業を拡大し、通所型のメニューとして母乳外来に加え、母子ともに市立病院で1日ゆったりと過ごすことができるレスパイト目的の日帰りでの利用も可能とするとともに、交通手段を気にすることなく自宅でケアを受けられる訪問型の支援を追加し、利便性の向上と退院後の心身のケアや育児のサポートにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図ってまいります。

地域の高齢者にとって、教養の向上やレクリエーションなどを通じた交流の場である南吉野老人憩の家は、設置から50年以上が経過し、建物の老朽化が著しい状況にあることから、利用する地元10町内会から建て替えの要望を受けておりましたが、地域におけるコミュニティ施設の必要性や今後の管理運営について協議を行った結果、次年度の建て替えに向けて、実施設計及び建物解体に係る調査を実施いたします。

さらに、講座・サークルや健診など多くの市民に利用されているふれあいセンターは、施設環境整備として計画的に改修を進めており、今年度は外壁等の改修を実施し、長寿命化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会や啓発活動を実施し、自発的な活動を支援するとともに、障がいのある方が地域において自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、生活面のサポートや就労訓練に係る福祉サービスを適切に提供してまいります。

また、子ども通園センターにおきましては、発達相談の希望件数や通所による療育サービスを受ける児童数が増加していることから、療育指導を担う指導員の増員を図り、児童一人一人の特性や状況に応じた早期療育の充実に努めてまいります。

地域福祉活動の充実につきましては、援助を必要とする方が住み慣れた地域で生活を営むためには、地域における支え合いが大切になることから、民生児童委員をはじめとした関係者が連携を図りながら見守り活動を行うなど、地域に根ざした福祉活動を推進してまいります。

健康づくり・疾病予防の推進につきましては、本年度から带状疱疹ワクチンが国により原則65歳以上の方を対象に定期接種化されることから、医療機関の協力の下接種体制を整備するとともに、罹患するリスクが高くなる定期接種外の50歳から64歳の方についても市独自に接種対象に加えて接種費用の助成を行い、带状疱疹やその合併症による重症化予防に努めてまいります。

また、特定健診やがん検診等の受診率向上や運動習慣の確立のため、市民の自主的な健康づくり活動にポイントを付与する「すながわ健康ポイント事業」を、スマートフォンのアプリ導入により利便性の向上を図ることで参加者の拡大を目指し、健康に対する意識の向上と健康の保持増進を図ってまいります。

地域医療体制の推進につきましては、市立病院において、人口減やコロナ禍後の患者受診行動の変化による入院患者数の減少に伴い、病床削減による効率的な病床運営を行い、より急性期医療に特化した診療体制とし、経営コンサルタントを活用しながら、市民が安心して医療を受けられることができるよう、地域の基幹病院である市立病院の経営改善及び医療体制の充実に努めてまいります。

また、地域医療構想のモデル推進区域における協議の場に積極的に参画し、当地域における持続可能な医療体制が確保されるよう努めてまいります。

さらに、市内開業医の減少傾向が続く状況の改善を目指し、開業医の誘致を促進するため、全道トップクラスの内容となる助成制度を創設するとともに、既存の診療所等が行う増設等についても助成対象とすることで、かかりつけ医から安心して医療サービスを受けることができる地域における医療体制の充実に努めてまいります。

介護保険事業は、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期砂川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の第2年次となりますが、引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、市民が健康的に年齢を重ね、介護が必要となっても住み慣れた地域で支え合い安心して暮らしていけるよう、健康寿命の延伸に向けて社会参加を促進するなどの施策を推進してまいります。

基本目標2 「安全でやすらぎのあるまち」であります。

循環型社会の形成につきましては、「砂川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、分別の徹底やリサイクルの推進を図るため、引き続き啓発や周知に取り組むとともに、本年度は、ごみ収集運搬業務に係る委託契約を更新する年であることから、長期継続契約により安定的かつ効果的な収集運搬体制を確保してまいります。

また、各種データの蓄積・分析や、今後の長期的な処分手法の検討を進めながら、最終処分場設備の計画的な改修や修繕を行い、廃棄物の適切な処理を図ってまいります。

地域防災・減災につきましては、自然災害を防止するための整備として、南5号川、樋口川の護岸等の損壊に係る改修工事を進めてまいります。

また、地域の防災力向上として、自主防災組織の設置及び育成や、防災訓練・防災教室などを通じて、平常時から防災意識の向上を図り、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域づくりを進めるとともに、災害時に必要な食料品や飲料水などの物資の備蓄や住宅地図ソフトを更新するほか、国の補正予算を活用した「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の交付決定を受け、コンテナ型トイレ及び水循環型シャワーを整備する予定であり、市民の健康や衛生環境にも配慮した災害応急対策を進めてまいります。

基本目標 3 「豊かな心と学ぶ力を育むまち」であります。

生涯学習の推進につきましては、生涯学習社会の実現に向けて、持続的な学びと活動の循環につながるようオアシス通信などによる継続的な情報発信を実施してまいります。

学校教育につきましては、安定した教育活動が進められるよう、児童生徒が使用する 1 人 1 台端末を更新するとともに、交通事故等の被害の軽減を図るため、中学生における自転車用ヘルメットの購入に伴う保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、休日の部活動から段階的に地域へ移行する取組を引き続き進めるとともに、次年度に控えた砂川学園の開校に向けて、先行して蔵書管理などに対応する学校図書システムの導入や、中学校のホームページの作成を進め、分かりやすい広報に努めてまいります。

さらに、学校給食につきましては、給食の無償化を引き続き実施し、子育てに係る保護者の負担軽減に取り組むとともに、施設環境整備として学校給食センター屋上の防水改修工事を実施してまいります。

小中学校の適正配置につきましては、次年度の砂川学園開校に向けて円滑な統合が図られるよう、学校間の交流事業を引き続き実施するとともに、スクールバス乗車対象者及び対象地域の拡大に対応するためのバスの購入や、新たな運行形態における安全で安心な運行に向けて準備してまいります。

また、小中一貫校については、これまで実践・検証を重ねてきており、本年度においては、砂川学園における教育活動の進展も見据えて本格的に実施し、課題の解決を図りながら学校教育の質的向上に努めてまいります。

さらに、砂川学園の建設につきましては、次年度の開校に向けて、引き続き新築校舎の設計工事を進めるとともに、グラウンド整備工事や太陽光発電設備の設置に取り組んでまいります。

芸術文化活動の充実につきましては、大会に出場する方などに対する補助制度を創設し、芸術文化活動の奨励及び振興を図るとともに、活動の拠点となる地域交流センターは、施設環境整備として計画的に改修を進めており、本年度は、大ホール等の舞台照明及び音響整備、館内照明の LED 化の改修を実施し、設備の充実を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、充実したスポーツ環境を維持するため、施設の適正な管理に努めておりますが、スポーツ教室の充実を図るほか、本年度は、海洋スポーツのカヌー乗降場のスロープ等を整備し、さらなる利用促進を図ります。

基本目標 4 「活気にあふれ賑わいのあるまち」であります。

農林業の振興につきましては、農地などの基盤整備の推進として、北光袋地地区における畑地帯かんがい排水事業や西豊沼地区における農地整備事業に引き続き北海道と連携して取り組んでまいります。

担い手の確保と育成については、新規就農希望者の発掘と確保を図るため、「地域おこし協力隊」制度や「新規就農フェア」など人材確保イベント事業への参加、新規就農者の

安定的な農業経営を支援することを目的とした新規就農者支援事業補助金や機械の導入及び施設設備の設置に係る負担を軽減することを目的とした経営発展支援事業補助金により支援を行ってまいります。

農業経営の安定につきましては、近年の高温・降水量不足に対応し、施設を利用して生産する園芸作物の安全・安心で付加価値の高い農産物の生産を維持するため、圃場の渇水対策に支援を行ってまいります。

商工業の振興につきましては、市内事業者の経営環境は、長引くエネルギー・資材価格等の高騰の影響を受け、大変厳しい状況が続いており、国による地方創生臨時交付金を活用し、引き続き国及び北海道が実施する対策や市内経済状況を見極めながら、今後とも物価高騰の影響を受けている市民に対する消費の下支えと、注意喚起、さらには地元商店街での購買を促し、市内経済の活性化につなげてまいります。

また、企業立地の促進につきましては、進出企業に対する全道トップクラスの助成措置や交通の利便性に優れた地理的特性などの情報を積極的に周知し、市内への立地の促進に努めてまいります。

さらに、まちなか交流施設のオープンを契機として、持続的ににぎわいがあふれるまちを目指すため、新たな顧客獲得や業務の効率化、新事業等に積極的に取り組む既存店舗が行う改装に対する支援について検討を進めてまいります。

労働環境の充実につきましては、市内企業や高校と連携し、若手従業員としての心構えと実務スキルの基本を学ぶ研修会を開催するとともに、生徒へ向けた市内企業の知名度向上や、仕事のミスマッチを防ぐことを目的としたジョブスタート事業につきましては、市内就職率の向上に効果的なことから、高校におけるキャリア教育の授業の一つとして実施されておりますので、引き続き地域の担い手となる若者の確保や地元定着を図るため、より効果的に事業を実施してまいります。

観光の振興につきましては、オアシスパークやスイートロードなどの地域資源の魅力を内外に発信するため、観光パンフレットや雑誌、テレビやSNS等を活用した情報発信を積極的に推進してまいります。

また、観光協会がSUBACOとともに、まちなか交流施設へ移転することから、市民や観光客が気軽に訪れ、周辺へにぎわいを波及することができるよう、観光協会や観光関連団体などとの連携を一層深めるとともに、既存イベントの実施に対する支援を継続するほか、観光客の誘致やまちなか回遊を目指した新たなイベントに対する支援を推進し、にぎわいの創出を図ってまいります。

市街地ににぎわいにつきましては、新たなにぎわい創出を目的とした駅前地区整備事業について、3月末にまちなか交流施設の工事が完了し、4月末のオープンを予定しているところであります。

施設のオープンに当たりましては、昨年に名称及び愛称が決定し、市民に親しまれ愛着

を持っていただき、誰もが気軽に利用できる場として情報発信に努めるとともに、にぎわい創出に向け、市民にとって魅力ある居心地の良い空間となるよう利用環境を整備してまいります。

また、民間と行政が連携・協力し、にぎわいを促す事業の実施や施設の効率的な運営などによる持続可能な施設運営を目指し、施設の管理運営体制を整備してまいります。

基本目標 5 「自然と調和した快適で住みよいまち」であります。

道路環境の整備につきましては、黄金通り改良舗装工事を継続して実施するほか、13路線の改良舗装等工事及び測量設計委託を行うとともに、橋梁の長寿命化修繕事業に計画的に取り組むなど、幹線道路及び生活道路の整備を進め、安全で快適な通行の確保に努めてまいります。

交通環境の整備につきましては、市民生活を支える「予約型乗合タクシー」について、引き続き利用促進に取り組むとともに、利用者減少や運転手不足など、多くの課題を抱える路線バスの運行に対しても沿線自治体と協調しながら引き続き支援を行い、公共交通の維持に努めてまいります。

また、市民が安全で快適に移動するために必要なJR砂川駅の設備改善につきましては、JR北海道とバリアフリー化の早期実現に向け、協議を続けておりますが、新幹線札幌延伸工事等に伴う技術者不足の影響などに伴い、設備改善に向けた協議を進めるには時間を要すると示されておりますので、今後も課題を1つずつ整理し、方向性を見いだすことができるよう、粘り強く協議を続けてまいります。

住環境の整備につきましては、ハートフル住まいる推進事業により、持家の取得やリフォーム、老朽住宅の除却、自然エネルギー活用の推進、まちなか居住を促進する取組を進めてまいります。

住み替え支援事業につきましては、「砂川市住み替え支援協議会」による子育て世帯や高齢者世帯の円滑な住み替えにつなげる取組を進めるとともに、公共的な利用の予定がない宮川団地跡地の一部について、今年度の分譲販売に向け、用地確定測量を行い、子育て世帯等の移住定住の促進に向けた取組を進めてまいります。

公営住宅につきましては、「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、北光団地の屋根・外壁改善工事や宮川中央団地の共用階段に手すり設置及びスリップ対策を実施するほか、公営住宅を取り巻く環境に変化が見られることから、令和4年3月に策定した本計画を見直してまいります。

下水道の整備につきましては、空知太地区普及のため、污水管整備に必要な測量設計委託を行ってまいります。

また、持続可能な下水道事業の運営を推進するため、「公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道管渠の点検を進め、老朽化した汚水中継ポンプ施設の更新など、計画的に修繕・改築を行ってまいります。

公園などの快適な空間づくりにつきましては、街路樹や公園樹木の適正管理及び植樹柵の「花いっぱい運動」を継続し、美しい町並み環境の維持に努めるとともに、公園の利用促進や安心して子育てできる環境づくりのため、老朽化した公園施設を整備し、快適に利用できる憩いの場としても活用できるよう、公園10か所の遊戯施設等の更新、公園3か所の遊具修繕のほか、北光公園の水草の除去など、利用環境の改善を図ってまいります。基本目標6 「明日へつなぐ協働と支え合いのまち」であります。

協働の推進につきましては、市民の皆様がそれぞれ持つ特性を生かし、まちづくりに活用できるよう、「地域力アップ講座」などの講座を開催し、地域の課題解決に向けた活動を推進していく人材の育成や、町内会やボランティア活動を広く紹介することにより、地域コミュニティ活動の醸成や担い手の確保につなげてまいります。

また、広報紙やホームページ、地デジ広報のほか公式LINEアカウント、インスタグラムなどを通じて、迅速な市政情報の発信に努めるとともに、「協働のまちづくり懇談会」やパブリックコメントなど広聴活動を積極的に行うことで市民と行政が目的や課題などを共有し、相互理解の下協働のまちづくりを進めてまいります。

地域コミュニティの推進につきましては、町内会への「地域コミュニティ活動支援事業補助金」や、町内会館等の改築・修繕等を行う場合の補助など幅広く支援してまいります。

情報通信技術の活用につきましては、請求書や契約書を電子化するため、電子請求書システム及び電子契約システムを導入するとともに、財務会計システムの更改により、作成した電子請求書の内容の伝票への自動転記を可能とすることで、支払い事務や事業者における印刷や郵送等の負担軽減を図ってまいります。

財政運営につきましては、歳入の根幹である市税の収納率は、全道においても上位に位置しておりますが、引き続き、コンビニ収納や口座振替のほか、パソコンやスマートフォンを利用したキャッシュレス決済による電子納付の推進を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

また、「ふるさと応援寄附金」につきましては、自主財源の確保や返礼品を通じた地域経済の活性化につなげるため、市内事業者と委託事業者との連携により、地域資源と魅力の掘り起こしに努めるとともに、多くの方々に応援いただけるよう、返礼品の充実、効果的な情報発信に取り組み、引き続き寄附の増加を目指してまいります。

次に、一般会計予算について申し上げます。

令和7年度の予算は、235億9,800万円であり、令和6年度の予算と比較して、50.9%の増となったところであります。

歳入につきましては、市税は、20億5,362万円で、前年度比5.7%の増。地方交付税は、56億2,900万円で、前年度比4.8%の増。国庫支出金は、48億6,906万円で、前年度比136.4%の増。市債は、63億9,130万円で、前年度比185.3%の増で、これらが、主な財源となっております。

歳出につきましては、人件費は、22億6,680万円で、前年度比7.5%の増。補助費等は、15億1,781万円で、前年度比15.6%の増。事業費は、100億8,132万円で、前年度比196%の増。公債費は、14億4,148万円で、前年度比7.6%の増。扶助費は、18億7,268万円で、前年度比8.0%の増、となっております。

続いて、特別会計・企業会計予算について申し上げます。

国民健康保険特別会計は、18億7,014万円で、前年度比3.3%の減。介護保険特別会計は、19億9,489万円で、前年度比4.1%の増。後期高齢者医療特別会計は、7億1,918万円で、前年度比2.4%の増。下水道事業会計は、9億4,476万円で、前年度比3.4%の減。病院事業会計は、170億144万円で、前年度比6.4%の減、となっております。

以上が、各会計の予算であります。全会計の総額は、461億2,840万円となり、前年度比17.3%の増となったところであります。

以上、市政執行に当たって、私の所信と主な施策の概要等につきまして申し述べてまいりました。

本年度は、「団塊の世代」が全て75歳以上となる年、いわゆる「2025年問題」の初年度となります。国民の約5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えます。

本市においても、これまで経済活動や地域社会の担い手であった世代の多くが支えられる立場となっていく一方、生産年齢人口は年々減少し、少子高齢化の傾向が顕著となっております。小さな地方都市が、人口の減少や東京圏への一極集中、少子高齢化といった課題に向き合うのは大変困難な状況ではありますが、将来のまちの姿を見据え、見守りや地域防災の基盤となる地域コミュニティ活動への支援や拠点の整備、核家族化に対応した子育てや介護に関する悩みや不安を相談できる体制の充実、高齢者が健康で安心して生活できるサービスの維持などにより、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

北海道電力砂川発電所の跡地利用の検討につきましては、令和9年3月に発電所が廃止となるため、これまで北電とは情報交換を重ね、一定の方向が見いだせるよう働きかけてまいりましたが、エネルギーを取り巻く世界的な環境の変化や昨今の資材・物資・人件費の高騰などにより、北電が現時点において具体的な事業計画を策定するに至らなかったことから、引き続き本市にとって最善の策となるよう北電に働きかけるほか、冬期間における安全で快適な市民生活に欠かせない流雪溝については、発電所廃止後も利用できるよう関係省庁と協議を進めてまいります。

また、北電とは、さらに強固な協力体制を構築するため、これからの脱炭素社会の実現を主とする協定において、地域の活性化や発電所廃止後の跡地利用の検討についても連携していくことで協議を進めてまいります。

本市の財政運営につきましては、長引く物価高騰の影響や先が見通せない経済情勢の中、

近年の大型建設事業及び計画的に実施している施設の修繕・改修事業に伴い、本年度の一般会計は、過去最大の予算規模となっております。公債費についても、これら大型建設事業に係る市債の元金償還が始まることから、今後増加する見込みであります。引き続き安定的な歳入の確保と財政規律を遵守し、持続可能なまちづくりとなるよう各事業の推進と財政健全化の両立を目指した市政運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げまして、令和7年度市政執行方針といたします。

◎日程第3 教育行政執行方針

○議長 多比良和伸君 日程第3、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 高橋 豊君 （登壇） 令和7年第1回砂川市議会定例会の開会に当たり「令和7年度教育行政執行方針」について申し上げます。

現在、我が国には、急速な人口減少や少子高齢化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、国際情勢の変化など様々な社会的課題が存在し、さらには、生成AIの進展など、将来の予測がますます困難な時代となっています。

こうした中、教育には、子供たちの可能性を最大限に引き出し、多様な人々と協働しながら様々な社会的課題を解決し、持続可能な社会を創造していく「生きる力」を確実に育むとともに、多様な個性を伸ばし、豊かな人生を送ることができるウェル・ビーイングの実現が強く求められています。

教育委員会といたしましては、こうした社会情勢を的確に見極めながら、令和8年4月の砂川学園開校における教育活動の進展を見据え、9年間を見通した系統的な教育による学力の定着や、継続的な指導によるいわゆる「中一ギャップ」の緩和などが期待できるものとして、これまで実践・検証を重ねてきた小中一貫教育を本格的に実施し、学力や体力の向上、豊かな人間性の涵養など、子供たちの生きる力を育むとともに、様々な教育課題を解決しながら学校教育の質的向上に努め、市民一人一人が生涯を通して主体的に学び続け、その成果と意欲が生かされる生涯学習社会の実現を目指し、市民の皆様の信頼と期待に応える教育行政を推進してまいります。

以下、主な施策について申し上げます。

初めに学校教育について申し上げます。

学校教育においては、令和の日本型学校教育の理念の下、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に展開され、子供たちが主体的に学び続け、新たな見方や考え方を獲得できる学習を推進させるカリキュラム・マネジメントの強化の充実を図るとともに、子供たちに寄り添い、成長やつまづき、悩みなどの理解に努め、心理的安全性を確保することも重要であります。

このことから、次の8つの観点による学校教育を推進してまいります。

第1に、確かな学力を育む教育の推進に努めてまいります。

全国学力・学習状況調査等における児童生徒の傾向を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善を重視するとともに、思考力・判断力・表現力の育成に資する言語活動や家庭学習の充実及び、1人1台端末などを効果的に活用した授業実践に努めてまいります。

また、児童の学習内容の理解度と定着度の向上と学びの高度化を図る小学校高学年からの教科担任制を積極的に導入してまいります。

第2に、特別支援教育の推進に努めてまいります。

特別支援教育において、インクルーシブ教育システムの視点を踏まえながら、個々の教育的ニーズに応じた支援を行うため、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への適切な支援体制の充実を図るため、引き続き、特別支援教育支援員を配置するとともに、中学生を対象にした通級指導教室の設置に向けて調査・研究を進めます。

第3に、教育環境の充実を図ってまいります。

教育のDX化の推進については、デジタル教材の使用や、オンライン学習など、子供たちに質の高い教育を提供するための望ましい環境について検討を進めてまいります。

また、1人1台端末の活用においては、学習者用端末の更新など、機能強化を図るとともに、砂川学園開校を見据え、市内統一したソフトウェアの導入に向け検討を進めるほか、各学校からの図書の移転を鑑み、蔵書管理などに対応する学校図書システムの導入や教育活動を広く一般に公開し、開かれた学校づくりを推進するため、中学校のホームページの作成を先行して進めてまいります。

また、自転車を利用する中学生のヘルメット着用を推進し、交通事故の被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入に伴う保護者の負担軽減を図ってまいります。

第4に、学びにつなげる支援の推進に努めてまいります。

経済的理由により就学困難と認められる世帯に対して、就学援助制度を適正に運用し、公平で的確な支援に努めてまいります。

また、小学校と幼稚園や保育園等との連携を深め、小1プロブレムを未然に防止するためのスタートカリキュラムを共有することにより、卒園から小学校入学後にかけて、切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

第5に、小中学校に係る適正配置の推進に努めてまいります。

砂川学園の開校に向けては、小中学校統合準備委員会において、スクールバスの運行や閉校及び開校に関わる行事についての検討を行い、地域コミュニティの核となる魅力ある学校づくりを進めるとともに、学校建設工事、陸上グラウンド整備工事及び太陽光発電設備等設置工事を進めるほか、各学校から転用する什器や備品の新校舎への移転作業などを進めてまいります。

また、スクールバスの運行について、乗車対象者や対象地域が拡大することから、新たな運行形態における安心安全な通学に向けてバスを購入するとともに、実証運行及び体験乗車を実施してまいります。

また、小中一貫教育推進計画に基づき、各学校における学校経営方針の共通化や中学校教員の乗り入れ授業、小学校中・高学年における教科担任制の拡充、各教科等の系統表を活用した学習指導、小中学校の交流事業を実施するなど、さらなる連携強化を図るとともに、引き続き、家庭学習の習慣化を図る取組を進めるほか、ふるさと砂川を誇りに思う心を育成するキャリアパスポートを活用し、キャリア教育の充実に努めてまいります。

第6に、豊かな心を育む教育の推進に努めてまいります。

子供たちが、自他をかけがえない存在として捉え、互いに思いやり、支え合いながら社会の一員としてよりよく生きることができるよう、発達段階や実態に応じた適切な教育活動を推進してまいります。

また、いじめの問題については、定期的なアンケート調査や教育相談、心理テスト等の活用により未然防止と早期発見・早期対応に努めてまいります。

さらに、不登校の問題については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した実態把握の下、早期解決に向けた組織的な支援を継続して行うとともに、砂川学園における教育支援センターの開設に向けた準備を進め、子供たちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

第7に、健やかな体を育む教育の推進に努めてまいります。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、体育科や保健体育科の授業改善など、運動に対する興味や関心を高め、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力の育成に努めてまいります。さらに、望ましい生活習慣や食習慣等、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るための資質や能力を身につけさせるため、栄養教諭をはじめ、家庭や地域、関係機関等と連携した食に関する指導の充実に努めてまいります。

学校給食費については、引き続き無償化を実施するとともに、食材価格の高騰が続く中、本年4月より1食当たりの単価を改定し、物価高騰に対応してまいります。

また、安心安全な学校給食を引き続き提供できるよう、経年劣化による施設の屋上防水改修工事を実施し、施設環境整備に努めてまいります。

第8に、地域と共にある学校づくりの推進に努めてまいります。

地域と共にある信頼される学校づくりを進めるため、校務のDX化の促進によって、保護者連絡アプリを活用した情報発信やデジタル化された学校情報にアクセスしやすい環境を構築するなど、地域と共にある学校づくりを推進してまいります。

また、中学校における部活動については、昨年度設置した「部活動の地域移行検討協議会」で議論を進め、学校や関係団体等との連携による実証事業の実施を通して、休日の部活動から段階的に地域へ移行する取組を進めてまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に関しましては、地域の高校教育を担う市内唯一の高等学校として、昨年度設置した「高等学校教育を考える会」で議論を継続し、魅力ある学校づくりに向けて、支援の継続と特色ある教育活動を推進するとともに、単位制高校の特色を中学生や保護者に十分理解されるよう、関係機関との連携を一層深めながら周知や広報に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人生100年時代と呼ばれる現代において、生涯における環境の整備や機運醸成が求められる中、地域の多様な課題には、住民が主体となって対応することや、地域固有の魅力や特色を再発見し、その維持発展に取り組むことが期待されています。

そのような中、地域における社会教育には、学びを通して個人の成長を期する「人づくり」、住民相互のつながりの形成を促進する「つながりづくり」という強みを発揮するなど、「地域づくり」に貢献しながら、持続可能な活力のある社会の実現に向けて、「開かれ、つながる社会教育」へと深化を図る必要があります。

このことから、次の8つの観点による社会教育を推進してまいります。

第1に、生涯学習の推進に努めてまいります。

生涯学習の推進に当たっては、社会状況に応じた学びの機会の提供と、その成果を生活や地域での活動に生かしていく「学びと活動の循環」につなげていく取組が必要であり、学校、家庭、職場及び地域で、生涯学習へ積極的に参画する体制づくりの推進を目指し、生涯学習関係団体や企業と協働して学習に取り組みやすい環境を整備してまいります。

また、生涯学習活動に関する情報を、オアシス通信やホームページ、公式LINEにより積極的に発信することで、あらゆる世代の意識の高揚を図り、生涯学習の充実に努めてまいります。

第2に、公民館における学習活動の推進に努めてまいります。

公民館は、住民の日常生活に密着した教育、学術及び文化に関する事業を行うことにより、持続可能な活力ある地域社会を実現するため、全ての住民に開かれた社会教育の拠点施設であり、公民館グループ・サークル等の学習活動の活性化を支援するとともに、「デジタル時代」に対応するため、高齢者等スマートフォン体験教室を継続して実施してまいります。

第3に、図書館を拠点とした読書活動の推進に努めてまいります。

読書活動は、読解力や表現力を高め、読書から得られた様々な知識が創造力を豊かなものにし、生きる力を育む上で重要なものであり、子供たちの読書活動の重要性が高まってきていることを踏まえ、ブックスタート事業や学校図書館の支援などを通して、乳幼児期からの積極的な働きかけに努めてまいります。

また、子供から大人まで日常的な図書館の利用につながるよう、蔵書の充実や時節に応じた展示、事業の実施など、子ども読書活動ボランティアの協力を得ながら、図書館の魅

力の向上を図ってまいります。

第4に、家庭教育支援の充実を図ってまいります。

家庭教育支援の充実にあたっては、保護者への家庭教育に関する学習機会及び情報の提供や、子育て相談への対応等を通して、社会全体で子供たちを育てることが必要であり、家庭教育は全ての学びの出発点として、学校、家庭、職場、地域、関係機関及び企業が連携・協働し、学びの機会や情報提供の充実を図ります。

また、子育ての交流を通して仲間をつくり、安心して子育てができる環境の醸成に取り組むとともに、体験活動を通して家族同士の交流の場を提供し、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

第5に、青少年健全育成活動の充実を図ってまいります。

青少年の健全育成には、心身の健やかな発達を促し、社会性を有した人づくりを進めるためには、地域社会との関わりが重要であり、地域に根づいてきたあいさつ運動を継続して、子供たちとの日常的な交流と見守りを促進するとともに、市内小学校5校において放課後子ども教室を実施し、幅広い体験活動を通して、子供たちの安心安全な居場所づくりと、子供たちを地域ぐるみで見守り育てる環境を醸成してまいります。

また、子供たちの健全育成活動を推進するため、青少年指導センター協議会を定期的に実施し、学校や警察等の関係機関と連携し、情報を共有できる体制の充実を図ってまいります。

さらに、地域のスポーツ団体や文化芸術団体等と協働し、段階的な部活動の地域展開に向けた取組に努めます。

第6に、芸術文化活動の充実を図ってまいります。

芸術文化は、心豊かで活力ある社会を実現する上で重要なものであり、芸術文化に触れる機会の充実と、芸術文化活動がより活発に展開されるよう、芸術文化団体やNPO法人ゆうと連携し、活動の支援、情報収集及び発信に努めてまいります。

また、良好な芸術文化活動を奨励するために、大会に出場する方などに対する補助制度を創設し、芸術文化活動の振興を図るとともに、芸術文化活動の拠点となる地域交流センターは、施設環境整備として計画的に改修を進めており、今年度は大ホール等の舞台照明及び音響設備、館内照明のLED化の改修を実施し、創造的で質の高い活動が促進されるよう、施設環境の整備を行ってまいります。

第7に、スポーツ・レクリエーション活動及びスポーツ環境施設整備の推進に努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動は、心や身体、生活を活性化させるきっかけになるとともに、活動を通して、人間関係を築き、生きがいをもたらすなど、重要な役割を果たすものであります。

このため、体育施設の利用促進に努め、地域おこし協力隊による健康増進事業等を行う

ほか、スポーツ教室の充実を図ってまいります。

また、総合体育館ロビーの暖房設備や屋外体育施設の芝刈り機等を更新するとともに、海洋スポーツのカヌー乗降場のスロープ整備を行ってまいります。

第8に、文化財の保護、郷土資料の保全・活用の充実を図ってまいります。

文化財や郷土資料は、郷土の風土・歴史の中で醸成され、今日まで守り伝えられた貴重な財産であり、より地域の理解を深め、愛着を育むものとして重要であることから、無形民俗文化財の周知に努めるほか、郷土資料に親しむ機会を提供するため、郷土資料室特別展を開催するとともに、史跡記念碑及び標柱の保全に努め、先人の功績を後世に引き継いでまいります。

終わりになりますが、社会の転換期とされる現代において、市民一人一人が、変化を前向きに受け止めながら、我がまちの歴史や文化に対する誇りと愛着を基盤とし、幼少期から生涯にわたって学び続けることを通して、どのような困難や課題にも対応し得る「人づくり」につながる教育の実現に努めてまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、引き続き砂川市の教育の充実と発展に努めてまいりますので、市議会をはじめ、市民各位並びに関係団体、各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、令和7年度教育行政執行方針といたします。

○議長 多比良和伸君 これより10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

◎日程第4 一般質問

○議長 多比良和伸君 日程第4、一般質問に入ります。

質問通告者は6名であります。

順次発言を許します。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 （登壇） それでは、通告に従いまして一般質問をしてまいりたいと思います。今回は、大きく2点でございます。

初めに、1点目であります。義務教育学校開校による市内各避難所の在り方についてであります。現在新たな義務教育学校開校の建設が進み、開校まで1年を残すこととなります。そこで、現在災害時指定緊急避難場所と指定避難所とされている学校が閉校したときに該当する避難場所及び避難所はどのようなことになるのかについてお伺いいたします。

大きな2点目ではありますが、協働のまちづくりについてであります。市は、平成25年、2013年ではありますが、市民参画による砂川市協働のまちづくり指針を策定し、市と市民が協働で行う事業を推し進めてこられました。さらに、市民の市政への関心を高め、地

域の若者や女性などが多くの分野でまちづくりに積極的に参画してもらえよう、広報広聴活動をより一層充実していく必要があると述べられております。そこで、若者たちが活躍できるまちや女性が輝き、活躍できるまちの実現に向け、政策提言する新たな協働のまちづくりの方策として以下について伺います。

(1) 若者の声を反映して政策提言し、実現に向けた若者議会の設置について。

(2) 女性の声を反映して政策提言し、実現に向けた女性議会の設置についてであります。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 (登壇) 私から大きな1、義務教育学校開校による市内各避難所の在り方についてご答弁申し上げます。

市では現在12か所の指定緊急避難場所、指定避難所を指定しており、市民の皆様の安全確保に努めております。令和8年4月の義務教育学校開校時にも市民の皆様の安全を第一に考え、避難体制に支障を来さないよう、指定緊急避難場所、指定避難所における収容人数の確保を図っていきたいと考えております。今回の義務教育学校開校により、指定緊急避難場所、指定避難所として利用している5つの小学校が閉校となりますが、空知太小学校、中央小学校、豊沼小学校につきましては、令和8年4月以降も校舎等の利用が見込まれることから、3つの小学校については指定緊急避難場所、指定避難所として指定し続けます。残る2つの小学校である北光小学校、砂川小学校については、跡地利用について現状では決まっておりませんので、令和8年4月の閉校時には指定緊急避難場所、指定避難所として当面は指定を続ける予定です。なお、それ以降に、北光小学校、砂川小学校の跡地利用において避難所としての利用ができない場合は指定を解除することになりますが、冒頭に述べました指定緊急避難場所、指定避難所における収容人数の確保を図るため、代替の指定緊急避難場所、指定避難所の指定を考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 私からは大きな2、協働のまちづくりについてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)若者の声を反映して政策提言し、実現に向けた若者議会の設置についてであります。市では現在将来にわたって魅力的で活力のある住みよいまちづくりとなるよう、地域の課題解決や魅力を引き出す活動など、市民の皆さんをはじめ、町内会やボランティア団体、事業者などのご協力の下、それぞれが持つ特性を生かしながら参画をいただき、協働のまちづくりを進めているところであります。これまで市民活動のノウハウを学ぶことにより新たな担い手づくりの育成を行うため、地域力UP講座を開催、また町内会やボランティア団体、その他市内の様々な分野の活動団体の皆さんと活動の現状や課題、連携や協力の在り方等について意見交換することにより目的や課題などを共有する協働の

まちづくり懇談会を開催するなど、協働のまちづくりについての相互理解を図るとともに、寄せられたご意見、ご要望を参考にしながら課題の解決や改善を図るための施策、事業の実施等につなげてきているところであります。

昨年１１月に開催した地域力ＵＰ講座では、砂川高校の生徒も参加し、「暮らして楽しい砂川になるためには」をテーマに講話やワークショップを通じてほかの参加者と共に意見交換を行ったほか、砂川高校と連携し、３年生の総合的な探究の時間を活用して、市職員が講師となり、砂川市における地域課題とその対策についてをテーマに、地域課題についての理解と解決に向けた考察を深める取組を行ったところであります。また、協働のまちづくり懇談会では、病気や障がいを持ちながらも住み慣れた地域で暮らし続けるためにをテーマに市立病院附属看護専門学校の１年生からプレゼンテーションを受け、意見交換を行ったところであります。全国的には若者たちが活躍できるまちを目標に、若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合うとともに若者の力を生かすまちづくりの政策を検討するため、若者議会を設置している自治体があることは承知しておりますが、本市においては現在実施している協働のまちづくり懇談会や「市長とすながわを語ろう」などを実施する中で若者の声を政策に反映できるよう取組を進めていきたいと考えております。

次に、（２）女性の声を反映して政策提言し、実現に向けた女性議会の設置についてであります。また、（１）でも述べましたが、活動の現状や課題、連携や協力の在り方等について様々な団体と意見交換する協働のまちづくり懇談会を開催しているところであり、昨年１０月には子育て支援センターのにこにこサロンを利用する保護者の皆さんと子育て世帯への施策に関する意見交換を行ったところであり、そこで寄せられたご意見も参考にしながら、既存事業の見直し、拡大などにもつなげているところであります。全国的には女性の市政参加への意識啓発を図るとともに女性の視点を生かした意見や要望、提案などを市政に反映することを目的に女性議会を設置している自治体があることは承知しておりますが、若者議会と同様、本市の既存事業を充実させることで女性の声を政策に反映できるよう取組を進めていきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、１回目の質問に対する答弁をいただきましたので、順次再質問をしてみたいと思います。

まず初めに、大きな１点でありました義務教育学校開校による市内各避難所の在り方についてということで、今ほど答弁をいただきました。この件につきましては、私は令和５年６月の議会で、もう３年近くたちますけれども、同じような質疑、質問をさせていただいたところであります。令和８年４月に新しく義務教育学校砂川学園が開校されるという予定についてはもうはっきりしておりましたので、各学校の閉校に伴っての緊急避難場所、そして避難所の在り方はどうなのかということで聞かせていただいていますので、基本的には令和５年６月議会の一般質問とほぼ同じような形になっておりますが、ただ違うこと

は、あれからもう年数もたちましたので、残り1年、もう来年4月に開校ということは、今年のうちに地域住民へのしっかりとした周知も含めてしていかなければいけないのかなということから、再度聞かせていただきました。

先ほどの答弁の中から、全体的には新しい義務教育学校砂川学園が令和8年4月に開校したとしても、今現在ある小学校5校については同じように災害時指定緊急避難場所と指定避難所といったことでは利用できる、利用していくという方向なのかなということを受け止めさせていただいたところであります。そういったことから、そろそろ1年以内ということにもなりますので、まず初めに一番単純なことから、このことについては私もこうやって議会で質問させていただいていますけれども、やはり改めて市民、地域住民の皆様方にきちんとした形で、従前どおりに緊急避難場所、避難所といったことが利用できますよといったことをしっかり周知していくべきことなのかなと思いますので、この周知についていつ頃、そしてどのような形でされているのかということをお初めに聞かせていただきたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 指定緊急避難場所や指定避難所の周知に関してのご質問です。昭和の時代から近くにある小学校が避難所とされている町内会にとっては、まさに令和8年4月、どうなるのだろうと、本当に気になっていると思います。そういった小学校が避難所となっている町内会さんには、令和7年4月以降できるだけ速やかに周知を考えております。また、そのほかの全市民向け、そちらは秋ぐらいに義務教育学校の広報の特集号を予定しています。その中で、当然小学校5校に関してはどこかの避難所が変わるわけではなくて、このまま使い続けられますという周知になりますので、広報はもちろんのこと、公式LINEですとかホームページ、あと地上デジタル放送等、幅広く秋頃には周知したいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今後速やかな形で皆さんに分かりやすく、しっかりとした形で周知を徹底していただきたいというか、しっかりとした周知をしていただきたいなと思っています。それで、確認も含めながらなんですが、いよいよ令和8年4月に新しい砂川学園ができて、他の5つの小学校は閉校になりますと。であれば、利用できるんですけども、先ほどお話があったように、空知太小学校と中央小学校と豊沼小学校、これについては恐らく従前どおりの施設使用の関係から使えるのかなと思うんですが、砂川小学校、北光小学校については今後閉校しても跡地利用についてはまだきちんと決まっていないということがありましたので、それも含めながら、やはり一番心配なのは災害が起きたときに、特に冬期間、冬というのは夏場の場合と違って除雪もしていかなければいけない、避難場所のところをしっかりと除雪する、もしくは災害によって一時的に避難しなければいけない。校舎の中に入るといったときも含めながら、今は通常に使っているから何かあってもすぐ対応でき

ますけれども、もし万が一起きて、そういった冬期間を含めて利用しようとしたときは、恐らく閉校していると基本的に電気、水道、何がしかはほぼ止まっているような形になるかと思うのですけれども、そういったことも含めてしっかりと対応ができるかどうかを含めて、その辺の考えを聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 砂小、北光小に関しまして令和8年4月以降は使用されていないので、ライフライン、当然止まっているのではないのか、その辺どうなんだというご質問ですけれども、以前、令和5年の3月末ですか、旧石山中学校が閉校になっております。その後も4月以降、避難所として使い続けております。こちらの例に倣った対策、対応を考えているのが現状でございます。旧石山中学校、昨年の秋ぐらい、11月ぐらいに、ずっと使っていなかったんですが、衆議院議員選挙の投票所として使用しております。そのときには当然ライフライン、電気ですとか水道は来ていなかったんですが、水道を開栓し、約半日程度で電源、電気は発電機をキュービクル等につないで発電して、難なく支障を来さず投票所としての機能を果たしております。

同じような考えで砂川小学校、北光小学校、特に冬場はそういったこともあると思うんですけれども、そういったときには半日程度ライフラインの復旧には時間がかかりますが、もともとそういった避難所にライフラインがないときの対策として発電機ですとか照明、あと段ボールのトイレですとかを備蓄していますので、そちらは最初に優先的に配置して避難所の開設準備を進めて、何とか冬場の避難所等でありまして開設するようなことは今のところ考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 そういった考えも含めながらしっかりと地域の皆様方にもお伝えできるような形、要は安心感を与えてほしいなと思っています。私が冬の間という部分を質問させていただいたのは、状況の中で最も我々にとっては冬の間に厳しい状況があるかな、災害はいついかなるときに来るか分かりませんので、最悪の条件の中でどういう対応ができるかなといったことを私は今回確認をさせていただければなと思っておりました。

それで、先ほど1回目の答弁をいただいたときに、北光小学校、砂川小学校については跡地利用についてはまだこの後何も決まっていないということで、そのことも前提にしながら、場合によったら跡地利用、今後何かに活用されるといった部分を含めながらだと思うんですけれども、代替の施設的なものも考えているやのような話をされたように私は受け止めたんですけれども、砂川小学校とか北光小学校がもし万が一使えなくなったときにこれに代わるものというのは今現在何がしか考えていることかあるのだったら、聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 1回目の答弁にもあったんですけれども、基本的にはその

2校が利用できなくなったときは代替となる指定避難所、指定避難場所等を定める予定となっております。当然収容人数等ですとか位置関係がありますので、既存の公共施設を考えていくことになります。具体的に言いますと、コミュニティセンター、ある程度の規模が必要ですので、収容人数ですとか設備の面、そういったところによりますとコミュニティセンターが、過去にも空知太小学校が避難所だったのですが、浸水想定区域のことがありまして北地区コミュニティセンターを追加した経過がございます。比較的新しい公共施設を今のところは、時期は未定で正確なことは申し上げられませんが、代替避難所として考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今お話があったように、北光小学校とか砂川小学校に近いところで考えていただければなと思っています。ただ、令和5年6月のときにお聞きしていても、避難所にはやはり基準があるということもおっしゃっておいりましたので、恐らく簡単にここが避難所ですよというのは、その基準に適合しているかどうかといったことがあるかと思えますので、この辺は令和5年6月にお聞きしたときもそれも含めながら今後考えていきたいみたいなことをおっしゃっておいりましたので、この辺はしっかりとやっていただきたいなと思っています。

令和5年6月にお聞きしたときに1点、石山中学校の避難所の関係から、ここの代替施設ということで砂川ハイウェイオアシス館というようにお話もされていたかと思います。そのために確か2度にわたって地域の町内会長さんや町内会にお話も説明もした経緯があったと思うんですけれども、今現在もそういった考え方というのは現在も生きているかどうかというのを確認で聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 旧石山中学校の閉校後の在り方ということで、前回の令和5年6月議会には4町内会、空知太第5町内会、新石山町内会、石山団地町内会、北光第3町内会の4町内会長さんと協議しているということで、そのときにもハイウェイオアシス館に移行というのはおおむね了解を得られていますというのはお伝えしていると思います。その後、6月議会の後にも再度協議を続けまして、大綱的な了承を得ていますので、令和7年度中には旧石山中学校から避難所、避難場所を含めてハイウェイオアシス館に移行する手続を開始する予定となっております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、1つ目の最後で確認で聞かせていただきたいんですけれども、各小学校は行政財産ですけれども、教育財産であるということで教育委員会なのかなと思うんですけれども、ただ閉校しましたと、閉校した時点で、教育財産ではあるけれども、市の普通財産ということもありますよね。これは、自動的に普通財産となっていくのかどうか、この辺の移行の関係を聞かせていただきたいと思うんですけれども。

○議長 多比良和伸君 総務部審議監。

○総務部審議監 安原雄二君 ちなみに、旧石中の話で申し訳ないんですけども、令和5年4月から教育財産から普通財産に移行となっております。あわせて、令和8年4月時点でも同様に残る5小学校についても教育財産から普通財産に移行する考えであります。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 今回は災害に対する避難所の関係ですので、これが教育財産なのか普通財産なのかによっては維持管理が変わってくるのかなと思っておりましたので、確認で聞かせていただきました。大きな1点については、これで終わりたいと思います。続きを含めて答弁があれば聞かせください。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今ほど審議監から答弁がございました普通財産への管理替え、移管の関係なんですけれども、5校全部ということではなくて、今現在学校の跡地利用の関係ではプール授業ですとか、あと学童保育の関係もございまして、一定程度そういった目的のためにそのまま校舎あるいはプール等を残すというような判断にもなっておりまうので、そういったものについては引き続き行政財産として活用していただいて、それ以外のものについては閉校後普通財産に移管する手続を取っていくと、このような流れになると思います。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、大きな1点については終わりました、続いて2点目に移らせていただきたいと思います。協働のまちづくりについてということから、私は若者の声を反映する若者議会、(1)と、(2)については同じように女性の議会の設置といったことで聞かせていただいたところであります。砂川市も、先ほど答弁いただいたようにいろいろな形で市民の皆さん、またはサークル・団体を通して、また地域の皆さんの懇談も通しながら、または地域力UP講座を通して、昨年の秋はちょうど砂川市議会の議会懇談会の日と重なったかと思うんですけども、地域力UP講座、このときは砂川高校の生徒さん、参加しているというのはお聞きしていたので、そういった様々な施策をもって協働のまちづくりとしてのいろいろな意見を聞く場面はあるんだということは改めて聞かせていただきましたので、そのことについてどうのということではなくて、改めて私は今回は特に若者と女性に焦点を当てて、皆さんの声を反映して、なおかつ、今まで広報広聴ということで、聞いて、それについて施策を考えましょうということは私は否定はしませんが、もう少し一歩踏み込んだ形で、もっと具体的にいろいろな若者とか女性と意見交換をしたり、提言をしてもらったりして、そしてそれを実現して事業として展開するといったことができないのかといったところから、今回聞かせていただいております。

正直今のところあまり考えていませんよ、要するに今実施しているもので大体賄ってい

るので、対応できるんじゃないのということで全体的に私は受け止めました。それはそれでいいんですけれども、そこで今回特に若者議会について、これ名称的に若者議会、あるところでは若者会議とおっしゃっておりますけれども、そういったところで若者、おおむね16歳から20、30歳ぐらいまでを若者と定義する場合もあるようですけれども、私がちょっと調べていったときに若者議会に取り組んでいるまちがありましたので、その辺はもう少し次の段階で聞かせていただきたいと思うんですが、この中でちょっと確認も含めてですが、若者議会的な要素も含めて道内で実施しているところをもし把握しているのだったら聞かせていただけないかなと思うのですけれども。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 若者議会の設置状況ということですが、全国的に設置、開催している例があることは承知しておりますけれども、正式な調査結果があるわけではございませんので、道内の設置、開催状況については全て把握し切れているということではございませんが、若者議会という名称ではございませんが、また年代も対象が高校生に限定されているものでしたけれども、池田町で高校生議会といったものが開催されているといったことが例としては出てきております。また、本市を除く空知管内の23市町に聞き取り調査を行ったところでは、若者議会につきましては設置及び開催の事例はなかったというところでございます。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 道内も含めて、空知管内も若者議会というような形のものはまだ今のところ本格的にされていないのかなと。その中では池田町さんが形的に、形というか、そういった施策もされているということでは分かりました。

それで、愛知県に新城市というまちがございまして、ここでは新城市若者条例、新城市若者議会条例を含めながら設置してやっております。ちょっとお話をさせていただきますと、愛知県新庄市の若者議会については、平成27年4月1日に今ほど言った条例も含めて設置し、そしてそれに基づいて若者議会というものが設置されたようであります。若者が活躍できるまちにするため、若者を取り巻く様々な問題を考え、話し合うとともに、若者の力を生かすまちづくり政策を検討していく。そして、もう一步踏み込んだ部分で、予算提案権を持ち、予算の使い道を若者自らが考え、政策立案し、さらにその政策立案したものを今度は市長に答申をして、市議会の承認を得て市の事業として実施されているということで、こういった一連の仕組みやサイクルが、これは日本で初めて条例で定められた事業だとお聞きしてしております。新城市について語り合いながら、新城市のこれからについて若者の視点で考えましょうと。若者が活躍できるまちを目指して、そして新城市は若者立法を応援しますといったことをうたっているということで、委員は20名以内、おおむね16歳からおおむね29歳までの市内に在住、在学、または在勤する若者を対象にということで、平成27年に設置され、以来若者議会が進められてきていると私も見させて

いただきました。こういった取組というのはあまりないなと思いながら、全国的にもまだ今広がり段階なのかなと思うんですが、これに類似した、もしくはこのような同様の施策、事業展開をしているまちがどんどん増えてきているのだなということを改めて考えさせていただきました。

そして、これは条例で制定されている関係から、市長の附属機関という位置づけで結構位置づけが重くされているということと、条例を制定することによって今後長らくずっと永遠にこういった事業展開しますよという、そこには見させていただくと、どうしてもそのまちの首長、砂川もそうですけれども、4年に1回、市民の負託を受けるために選挙があつて改選があるわけですから、場合によっては首長さんが代わられてもそのまちとして条例を制定したことによってこれからもずっとやっていきますよといった位置づけもあるんだなということでは、その意気込みを改めて感じさせていただいたところであります。こういった形というのは本当にまだまだこれからの砂川にとっては重要なことなのかなと思うんですが、こういった考え方についてもし考えがあれば聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 今沢田議員さんからご紹介がありましたけれども、愛知県の新城市で行っている取組というのはやはり一番、全国でも例のないすばらしい取組というような位置づけの中で真っ先に出てくる例と私も認識をしております。おっしゃられていたとおり、若者条例といったものも制定をした中でしっかりとその位置づけを確立した中で、市長の附属機関として予算提案権まで、そしてその政策提言に基づいて、実際にこの間も図書館のリノベーションだったり、また観光パンフレットの作成だったり、国際交流イベントなど、こういった事業を実現しているということで、過去10年間ぐらいいろいろなものについて提言をしているということで私も認識をさせていただいております。

若者につきましては、当然横のつながりといった力もそうですし、まちづくりに欠かせない方々でございますし、政策の形成過程を通じてまちづくりに参画をしていただける、またその方々のニーズを捉えることというのは最終的意思決定者であります市長にとっても合理的な判断材料を提供していただけるということで、よりよい施策を展開する上では一助になると考えておりますし、公的な問題を自分の問題として捉えることにもつながっていくんだろうなと思っております。ただ、一方、ちょっとこの辺については研究が必要だなと考えているところは、この主体が市であったり、あるいは議会であったり、また市で一度は立ち上げて、その後民間に移行したりというようなことで、その事業主体の問題があつたりですとか、あと定義の部分、この新城市については16歳から29歳というくくりの中で若者という位置づけをしておりますけれども、この辺が子ども議会とも絡んでくるんですけれども、どの年代からどの年代までというような、その辺についての範囲も研究が必要だろうというところですね。

それと、ちょっと私としては課題としても考えていかなければならないというのが、この新城市については素晴らしい成果を上げていると思っておりますし、この辺は効果が十分に上がっているかどうかという実効性の問題といったものも研究が必要だと思っておりますし、あとどうしても時間の経過に伴いまして本当に継続、持続的に実施していくことが可能かどうかという、そういった問題もあろうかと思います。あと、数か月にわたりまして物すごい回数の議論をしていただいているということで、ある一部の若者に議会での提案権といった部分までの一定の役割、機能を果たすといった責任を負っていただくわけですから、その辺の負担感の問題、こういった部分については砂川市として設置を考えていく際にはまずは研究をしていく必要があるのだろうなと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 私より詳しく部長から説明をいただいたのかなと思っていますけれども、まさに今お話をされた部分が新城市で取り組んでいる形かなと思っています。予算の提案権 1, 0 0 0 万円なんです。1, 0 0 0 万円持って、それをしっかりと、委員募集が3月に始まって、6月、7月は検討期間であって、8月は中間報告、9月、10月が検討期間、そして11月に市長へ答申をして、12月から3月、また検討期間で、そして3月に市議会にかけてという、それも市に答申しますから、市長もそうですけれども、担当者と若者たちを含めて長時間、長期間にわたってしっかりと何が必要なのかを検討し、そしてその必要性も含めて考えられてということでされて、今ほど言われました図書館のリノベーションの関係もこのまちではやられておりますので、正直今まで砂川においてはこういった形というのはないのかなと思いますので、しっかりと調査研究はしてほしいなと思うんです。

若者議会だけに光を当てるといふわけにいかないんですよ。新城市はやはり歴史があって、若者議会を設置するまでに何年もかかって段階的にしているといったことを改めて見させていただきました。若者たちのワークショップもしておりましたし、またその前段で違う形、若者が集まったまちづくりのこともされていたり、そしてそこに当時の市長さんがマニフェストに若者の会議、要するに議会のこともマニフェストで出されたり、若者総合政策といったことで指針もつくられてやられたということがありましたから、砂川は今から何年間かかるかもしれませんが、なるべく早くに私はこういった施策、方法があるよといったことを示してほしいなと思って今回提案をさせていただいております。

それで、先ほどの1回目の答弁の中で部長がおっしゃっていましたね。昨年の秋にちょうど砂川市の議会懇談会と重なりましたが、地域力UP講座、砂川高校の生徒さん、探求学習の一環も含めて参加されていました。同時に、その生徒さん方も議会懇談会に参加していただいていたんですよ。恐らく2つに分けながらやられていたのかなと思っていますけれども、そのときに思いました。改めてこの若者議会はこういった形でやるのかなと思ったのが、砂川高校の生徒さん方は駅前も含めながら、砂川のまちとして若

者がどういったことで使えて、もしくは遊べて、休めてといったことをいろいろお話をし
ていただきました。それも探求学習ですから、何日かきちんと考えながら参加されて、そ
して終わった後にまたみんな集まってきちんとその辺の報告会じゃないけれども、まとめ
をされているとお聞きしておりました。まさに先ほど部長がおっしゃっていた部分、私も
そこで気になったのが、せっかく去年の秋に議会懇談会で生徒さん方が来て話してくれた
こと、まさにこういったことをこの若者議会に照らし合わせてしっかりと予算づけして、
そして実施できるといった形が私はすばらしいなと思っておりましたので、ぜひこの辺、
砂川在住でない在学の子供たちも一生懸命砂川のことを考えてくれる可能性もありますし、
そういったことと連動することによって、ちょっと向いているほうとは違いますが、
砂川高校の子供たち、入学をする気持ちを持つ子供たちにもつながってもらえればなと思
っていたものですから、そういったことでちょっとお話をさせていただきました。

このことについてどうこうというわけにはいきませんので、お話だけさせていただきます
が、それで新城市を見たときに、もう10年近く実施されているんですね。20名定
員の中でこれは平均年齢が出ておまして、3期の平成29年は平均年齢16.6歳、8
期の令和4年のときは平均年齢16.4歳、このときに16歳が8期のときで16名参加。
3期の平成29年のときは16歳の方が10名、15歳が3名、17歳が2名、まさに高
校生の活力ある、そして見た瞬間にいろいろ考えつく子供たちもこうやって参加してい
るんだなということもありましたので、若者議会をつくり上げるまでにはまだまだ時間はか
かりますけれども、私はあえて若者議会を通しながら、こういう若い世代、子供ではなく
て若者世代の意見を取り入れてしっかりとやっていただきたいなと思っているものではな
いから、この辺の方策、まちづくり懇談会で例えば若者だけを集めて実施するとかいったこと
も私は必要になるのかなと思っていますので、この辺を含めてちょっと考えを聞かせたい
だけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 私どもも若者、青年も含めてですけれども、いろいろな意見
をお伺いする場面をつくって、この間お話をさせていただいています。先ほど沢田議員から
もご紹介がありましたけれども、1回目の答弁でも触れておりますが、砂川高校の3年生
の総合的な探究の時間ということで、市から講師を派遣した中で砂川市における地域課題
とその対策についてということでテーマを持ってグループワークも行って、まちづくりに
ついて思うことであったり、日頃感じていることなどをお話していただいて、課題として
挙げていただきました。最終的に高校生からは、後日になりましたけれども、8つの質問
と、8つの要望が出されておまして、それについてはそれぞれ質問、要望事項に対する
回答とを市の各原課でお答えをして、砂川高校にも提出をさせていただいているという
ようなやり取りもさせていただいてまして、その質問や要望を見れば、やはり高校生なら
では、あるいは砂川高校生ならではの質問や要望も出されておりますし、また同じよう

に協働のまちづくり懇談会で、先ほども紹介しましたがけれども、附属看護専門学校生、こちらでもプレゼンテーションを受けていろいろなお話をいただいた中で、高齢者対策、ロードヒーティングの充実の部分ですとか、公共交通の充実で市内循環バスですとか、個人病院の設置が必要なのではないかといった部分、それから若者ならではのなんですが、やはり娯楽施設であったり、そういった商業施設といった部分、そういったご意見もいろいろいただいておりますので、そういったものを少しでも反映できるように、当然内部でしっかりと協議をしていきたいと思っております。

それで、今後の進め方の部分でいきますと、先ほどもお話をいただきましたけれども、私どもも現在協働のまちづくり懇談会や「市長とつながを語ろう」、あるいは地域力UP講座等を開催しながら、性別を問わず、この間幅広い年代の方々、様々な活動をしている方々と懇談等を通じてまちづくりに関する意見を伺っておりますので、今後についてはそういった回数をより増やすことですとか、あるいは若者や女性といった部分にターゲットを絞って懇談をしていくというようなことを行いながら、こういった既存事業の充実をまず図っていくことでまちづくりへの参加機会といったものをしっかりと確保して、市政への関心を高めてまちづくりに対する相互理解を深めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 せっかく分かりやすいいい答弁をいただきましたので、砂川高校の生徒さんの関係も含めて、できたらそうやっていろいろな考えが出された部分、原課を通してながら形にしてほしいなと思っております。

それでは、時間もあれなので、女性議会の関係に移らせていただきたいと思います。これは、先ほどの若者議会と基本的には変わりません。女性に視点を置いて、そして女性の声をしっかりと受け止めながら、そして行政の中でそれを受け止めたことによって施策につなげてほしいといったことで、女性議会であります。他市の状況を見ますと大体女性模擬議会というような形をされております。ただ単に本会議場のここで行っているだけではなくて、これを実施するまでに、やはりこの女性議会ですっかりやっているところは時間もかけながらやっています。例えば本人が何を質問して、このことについてどうなのだろうということを知ろうとしたときには、原課のところに行っているいろいろ詳しいことを聞いて実施されていますし、そしてその会場、例えば見学をしに行ったりとかしながらやっております。

そういったことを特に、新城市も女性議会がありますし、その中では静岡県の島田市が女性議会、もう10年から実施されて、また再度今後どうしようかといった部分の考えもいろいろ検討されているようなことがありますけれども、先進的にされている島田市議会を見ても、ただ単に女性議会ということだけではなくて、その政策をきちんとまちに訴えて、そして実施してもらっているといったこともありますので、この辺は私は女性に視点を当ててやっていくべきことでないのかなと、より一層今まで以上にということがありますが、この辺のちょっと考え方を聞かせていただけないでしょうか。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 政策反映につなげていくということについては、先ほどと答弁が重なる部分が出てくるかと思いますが、先ほど専門学校生とのお話を紹介させていただきましたが、この辺についてもまずターゲットを絞ってということで、子育て支援センターのにこにこサロンに通う保護者の皆さん、こういった方々と協働のまちづくり懇談会を実施した中で意見をお伺いしております。その中では、物価高騰でおむつも高くなったとか、あるいは最近の傾向としておむつ外しの時期も遅くなっているというようなことから、市で今実施しています乳児すこやか応援クーポン券の制度の拡大であったりとか、あるいは金額の上限を上げてほしいですか、こういったご意見も実はいただいておりまして、そういったものを新年度予算に少しでも反映できないかというようなことで協議をして、そういった予算提案も今後させていただくというような予定も考えております。

それで、特に砂川市の今現在の取組として行っている部分でいけば、市民の皆さんの声や意思の反映を図るためということで、計画を策定する際であったり施策を展開する際には各種委員会や審議会、それから協議会等といったものを設置した中で、ここについては砂川市附属機関等の設置等に関する取扱要綱に基づいた中で若者、それから女性と、若者という言い方、要綱上は青年という記載をしているんですけれども、市政への参加を積極的に推進するために、特に女性の部分につきましては委員定数の30%程度という目標を持って、それぞれ女性枠といった委員さんの枠を設定するようなこともやりながら、目標の実現に向けて今少しでもまちづくりに参画していただこうというような取組をしている最中でもありますので、まだちょっと毎年数値的にはばらつきがあって、30%に達していない部分というのがあって、今20%前後で推移しておりますけれども、そういった取組をしっかりと進めていく中で、先ほど言いましたように女性によりターゲットを絞った、そういう懇談の場というのも多く設けて、今後も女性のまちづくりへの参画と、あるいはまちづくりへの意識づくりというようなところを進めていければと考えております。

○議長 多比良和伸君 沢田議員の再質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時59分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、途中お昼を挟みましたが、午後からということで、最後にいろいろお聞かせいただければなと思っていますけれども、まず初めに今回私も女性議会、要するに女性模擬議会、女性に視点を当てて女性の意見を砂川市の中で反映してほしいといったところに視点を置かせていただいております。ちょっと関連するので、お

話をさせていただきたいと思うのですけれども、全国市議会議長会、市議会の活動に関する実態調査結果というのがございまして、平成30年から令和4年の間、調査された女性模擬議会が開催されている全国的な状況ということで、平成30年は9自治体で開催され、令和元年では10自治体、令和2年は4自治体、令和3年では7自治体、令和4年も同じく7自治体ということで、全国的にもこのような形でされているということになっております。ただ、やり方についてはちょっと私も詳しく押さえ切れていないので、どういう形かなとは思いますが、この中には私も前段でお話をさせていただいたように静岡県島田市が毎年、女性議会ということで開催されているんだなということを思っております。ですから、全国的に女性模擬議会、女性議会というのがやられているんだなということを改めて実感させていただいていますし、女性の意見を取り入れたまちづくりをされているんだなということを推測させていただいております。道内でも、女満別空港のある大空町でも平成28年2月6日、これは主催は大空町議会なんです。大空町議会が企画、開催したものはあるんですけれども、ここでも大空町女性模擬議会が開催されているということで、多くの皆さんが模擬議員として参加されて意見をお話されたということでありました。

それで、先ほどお昼の休憩前に部長からも答弁がありましたけれども、砂川でもまちづくり懇談会も含めながらやられて、そしていろいろな意見も広聴を通して聞いて、そしてまちづくりにも反映しますよということなんですけれども、他の自治体を見させていただいたときに、皆さんがすばらしいなということを一言言っていたのが、模擬議会、要するに女性議会を通して自分が主張して質問したことに答弁をもらいました。でも、答弁は今度また原課できちんと調整しながら、調整というのはその結果をです。そして、これを今度は形にしているといったことで、その形にしたときに私が、その本人が質疑して答弁をもらったけれども、質疑したことに対してさらに関連することに広げながら、それをまちづくりに反映してくれていたといったすばらしい喜びの声もいただいております。ですから、砂川市も地域づくり、まちづくり懇談会、女性も含めながら実施はされているとは思いますが、その声は恐らく原課にも伝えられて、いろいろと話をされて、そして場合によったらそれが砂川市のまちづくりに反映していると思うんですが、そういった場合、砂川の場合はそういった提案をしてくれた人、そういう意見を言っていた方には、こういうことで取り組みまして、こういう形になりますよといった結果的な部分というのはお話をされているんでしょうかね。もしされていなければ、ぜひ伝えてあげてください。自分が伝えたことが、このようにまちづくりに貢献しているんだということは砂川に対する誇りが一層また育つというか、植え付けていただけることになるかと思うので、そういったことも考えていただきながら、その考えを最後に聞かせていただいて、私の質問はこれで終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 いただいたご意見等を反映して、それが実現した際、その結果をご意見をいただいた方々にしっかりと回答としてお答えできているかという部分だと思いますけれども、その辺については実はできているものとできていないものがありまして、同じようにお会いする機会があった際、あるいはそういった回答、毎年町内会連合会などはそうですけれども、必ず提言をいただいて、ご要望いただいたことに対する回答も必ずお返ししておりますし、また定例的に開催されているものでもありますので、そういったものについては必ず回答するというような流れになっておりますし、単発的に実施しているものについては、なかなか個人的にその方にこういったことで実現をさせていただきましたというような回答をさせていただいていない部分もありますので、ただ、今お話をいただいたとおり、自分が意見したことが施策として実現されたということがやはりまちづくりに参画している達成感、充実感にもつながっていくものだと思っておりますし、その辺はそれぞれいろいろな先進地の例をご紹介いただきましたけれども、議員さんからご提案いただいたそれぞれの議会の設置目的もやはり政策提言を行うことも目的でしょうし、地域に関心を持ってもらうこと、そういったことも当然狙いでしょうし、若者や女性の人材育成、それから参画意識の醸成といった部分、そしていかに声を政策に反映するかといったことが主な目的だと思っておりますので、私どもも懇談する機会を増やしたりですとか、この間も答弁させていただいておりますけれども、若者や女性にターゲットを絞った懇談を実施するなど、そういった工夫も凝らしながら私どもにとっても今できることをしっかり実践して、若者や女性の持つ貴重なご意見やご提言を政策に反映できるような機会の創出に今後においてもしっかりと努めていきたいと考えております。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 （登壇） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きな1つ目といたしまして、小中学校児童生徒のスマートフォン等の使用についてであります。現在の児童生徒は、幼少期よりスマートフォン等になれ親しんだ生活を送っています。小学生の所持率は年々上昇しており、中学生においては7割を超えているようです。それに伴い、SNS等による事件やいじめなどが全国、そして北海道でも確認されています。それは、中学生だけではなく、小学生でも確認されています。高額課金によるトラブルや危険なアプリへのアクセス、個人情報の流出など、数多くのトラブルがあります。そこで、以下について伺います。

（１）といたしまして、小中学校児童生徒のスマートフォンの所持に関わる実態把握についてであります。

そして、（２）スマートフォン等の使用における注意点に関わる指導についてであります。

（３）スマートフォン等の使用に伴う体への影響に関わる指導についてであります。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 （登壇） それでは、大きな1、小中学校の児童生徒のスマートフォン等の使用についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）小中学校の児童生徒のスマートフォン所持に関わる実態把握についてですが、近年の通信技術の急速な発展は人々の生活様式を激変させ、社会構造そのものにも大きな変化を生じさせています。交通系ICカードの普及による交通の利便性向上やスマートフォンによるキャッシュレス決済によって現金を持ち歩く必要がなくなるなど、今やパソコンやスマートフォン、タブレット端末等の情報通信機器は生活に欠かすことのできない道具として多くの人々が利用している実態があります。

しかし、そうした中、過剰な依存によって児童生徒の生活習慣が乱れるケースやSNSなどにより深刻なトラブルが発生することが懸念されることから、教育委員会では利用時の危機回避や情報の適切で安全な利用などの情報モラル教育を推進する基礎資料に資することを目的として、平成29年1月に小学校4年生から中学校3年生の児童生徒と小中学校の保護者全員を対象としたスマートフォン、携帯電話等の利用に関する意識アンケートを実施し、実態把握を行ったところであります。その結果、学年が上がるごとに所持率が増加しており、中学3年生では75%もの生徒が所持している実態や特に小学6年生から所持率が上昇するといった特徴があることが分かりました。調査結果を踏まえ、教育委員会では砂川市PTA連合会研究大会や青少年指導センター研修会において実態を保護者や学校関係者等に説明し、スマートフォン等の使用に当たってのルールづくりの重要性を共有したところであります。

さらに、そのアンケートにおいて保護者の70%以上からスマートフォン等の利用に関わる共通ルールをつくることについての肯定的回答が寄せられていたことから、児童生徒や保護者が求めるルールの内容を把握することを目的として、平成30年11月に小学5年生と中学2年生の児童生徒及び小学4年生から中学3年生までの保護者を対象とした2回目のアンケートを実施し、砂川市PTA連合会との連携の下、スマートフォン等の利用に関わるルールを作成したところであります。また、ルール作成後における児童生徒のスマートフォン等の利用実態とルールの定着状況を把握することを目的として、令和元年12月に小学6年生と中学3年生の児童生徒及び小学4年生から中学3年生までの保護者を対象に3回目のアンケート調査を実施したところであり、その後は児童生徒向けのリーフレットを活用して適切な利用に向けた指導を行うとともに、保護者向けのリーフレットを配布し、家庭においても正しい使い方について指導するよう啓発しているところであります。

次に、（2）スマートフォン等の使用における注意点に関わる指導についてですが、スマートフォンやパソコンを使って誰もが簡単にインターネット上での情報収集やS

NS等への書き込みを行うことができるため、児童生徒によるSNS上によるいじめや犯罪に巻き込まれる事案が近年大きな問題となっています。そうした情勢の中、学校においては、児童生徒が被害者にも加害者にもならないよう、道徳科や技術家庭科、社会科などの教科や特別活動において情報モラル教育に取り組み、見知らぬ人とやり取りすることや写真や個人情報を安易に提供することの危険性など、秘匿性の高いインターネット空間におけるコミュニケーションの取り方や個人情報の取扱いについて、教科書はもちろん、文部科学省等が作成した指導資料やゲストティーチャーを活用した学習を実施することを通して児童生徒の情報モラルに関する理解を深めております。

また、学校では校務用パソコンによりネットパトロールを定期的実施し、ブログやSNSなどをチェックして学校や個人への誹謗中傷の書き込みが行われていないかを確認しているところです。なお、インターネットを介したいじめや事件から子供たちを守るためには、家庭だけではなく学校、地域住民を含む関係者が適切な情報モラルについて理解し、子供たちがインターネットを安全に使うことができるように指導することが重要であることから、教育委員会としましては先ほどご答弁申し上げましたスマートフォン等の利用のルールについて引き続き年度当初にリーフレットを活用した指導や啓発に努め、学校、家庭や地域への浸透を図ってまいります。

次に、（３）、スマートフォン等の使用に伴う身体への影響に関わる指導についてであります。スマートフォン等の情報通信機器の利用が子供の発達や健康に与える影響については、学びの機会の拡大やコミュニケーションの活性化、自己表現の場の提供などのポジティブな評価がある一方で、視覚や体力の低下などの身体の発達に関するネガティブな影響も指摘されているところです。そうした中、国はGIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の利活用にあたって、健康面に関する留意すべき事項を児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックとしてまとめました。そこでは教室の明るさやタブレット端末を利用する際の姿勢保持などについて整理されており、各学校においては環境整備や学習時の使用に留意しているところであります。

また、児童生徒や保護者への啓発につきましては、タブレット端末を持ち帰る際の使用の決まりや保健だより等の各種通信において健康に留意した使い方をすることやネット依存に伴う生活リズムの乱れや集中力の低下などの防止について児童生徒への指導や保護者への情報発信に努めているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということろで答弁をいただきました。まず、調査については29年1月に小4から中学3年生まで、そして保護者全員のアンケート、中学生で75%が所持している実態があったというようなお話でした。そして、6年生ぐらいから所持率も上昇している。そして、保護者の70%以上が共通ルールに肯定的なことで、またその後も調査して進められたということが分かりました。平成30年に2回目のアンケート、令和元年

12月に3回目のアンケートということで啓発活動をしているということが分かりました。
(1)についてですね。

それで、(1)について質問していききたいと思います。まず、現在は、私も保育士ですが、ゼロ歳児からもうスマートフォンを利用して、あと私が子供を育てている頃、保育士になりたての頃は子供たちに歌を聞かせたり、いろいろな形で表現をして関心をよそに向けるということをしてきたわけなのですが、現在の子供たちは、そして保護者の皆さんも簡単なので、スマートフォンを本当に幼少期の頃から与えていたり、あとテレビでも今リモコンで音声操作ができますので、リモコンで子供たちが3、4歳ぐらいになりますと自分の検索したい内容を言葉で伝えることによって映像がどんどん、どんどん出てくる。一日中テレビから目を離せない、画像から目を離せない状態で困っている保護者の方もたくさんいらっしゃいます。

そういったところで、こちらは全国商工新聞の3月3日ですが、中2の娘はスマホを片時も離しません。投稿、ご相談です。SNSでのいじめや犯罪に巻き込まれないか心配です。その返答として、国の調査では小学校高学年の87%、中学生の95%がスマホを持っています。中学生の5人に1人がネット依存傾向、SNSなどによる悪意のある書き込みや画像の拡散、匿名性を利用した攻撃、サイバーいじめ、子供のスマホ利用を厳しく制限する国も出てきているということで、本当に心配されている保護者の方々もたくさんいらっしゃいます。現在もやはりそういったことでの事件、事故も本当に多発しております。本当に身近なところで、北海道でもたくさん多発しているところでもあります。そういったところで、アンケートを取ってリーフを作成したというようなことでありました。

そして、お話の中で4年生以上の学年で実施したとありましたが、先ほどお話をさせていただいたように幼少期から結構、持っていなくても保護者の方のスマホを利用したりという点では本当に幼少期から触っている子供たちがたくさんいます。そんな中で1年生から3年生を対象にしなかった理由と、調査についてなのですが、先ほどのお話の中で令和元年以降に調査を行っていないというような話でした。その理由について伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 アンケートで1年生から3年生の児童を対象としなかった理由と令和元年以降調査を実施していない理由ということでございましたけれども、まず1年生から3年生を調査した段階で対象としなかった理由についてであります。本アンケート実施に当たって参考としました先行して調査を行っていた近隣市町における対象が4年生以上であったこと、また国が毎年行っています青少年のインターネット利用環境実態調査というものがございまして、この調査対象年齢が10歳以上であった。また、調査の前年度に公表されました国の調査結果によりますと、10歳のスマートフォンの所持率が約

19%、携帯電話の利用率が約6%となっておりまして、それより下の年齢については所持がそれほど進んでいないという実態等を考慮しまして、その際4年生以上を対象にアンケートを実施したというものになってございます。

また、令和元年以降に調査を行っていない理由ということでございますけれども、平成29年に行った1回目の調査につきましては実態把握を行い、子供に対する情報モラル教育の重要性について保護者、また学校関係者等と共有するための基礎資料とする目的で行ったものでございまして、その次の平成30年に行った2回目の調査につきましては砂川市PTA連合会と連携しまして、スマートフォン等の利用に関わるルールをつくるために児童生徒や保護者が求めるルールの内容を把握することを目的とした、そういった調査でございました。そして、令和元年に行った3回目の調査は、ルール作成後における児童生徒のスマートフォン等の利用の実態とルールの定着状況を把握することを目的としたものでございました。このような経緯から、教育委員会としましてはアンケート結果を基にPTAと協働して作成しましたルールの浸透、それと子供たちへの情報モラル教育の充実、これを図っていくことがその後の取組において重要な視点であるという考えから、それ以降につきましては調査を行っていないというものになってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということろで、近隣の市町村が4年生以上であったということや内閣府のスマートフォンの調査が10歳だったということ、そしてルールづくりのためであったからというような内容での答弁がございました。それで、スマートフォン、インターネット、中学生の場合は動画視聴やコミュニケーション、ゲーム、情報サイトが主である。SNSトラブルについては、ネット上のいじめ、グループLINEなど複数の友とのやり取りの中でのトラブル発生。こちらは、しんぶん赤旗、3月5日から連載されております記事になりますが、経済研究者の友寄さんなんですけれども、SNS、ソーシャルネットワークワーキングサービスのメディア化について、社会的な影響力を持つ情報媒体になってきたことを指摘しております。そして、3月6日、同じく掲載されておりましたけれども、SNSは個人の自己表現の内容、パーソナル、個人的なものなので、家族や友人など特定のターゲット層を対象に向けられることが多いですが、SNSが発達するにつれて不特定多数の人々との双方向の交流によって情報が共有されるようになってきたところが非常に大きな影響を与える可能性が生まれていると言われております。

そこで、(1)の3回目の質問になりますけれども、このようにアンケートを受けて、砂川市のPTA連合連合会と連携して共通ルールを作成したというようなお話でした。その内容について伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 砂川市PTA連合会と連携して作成した共通ルールの内容ということでございますけれども、ルールにつきましてはスマートフォンのみならず、インタ

ーネットが利用できる同様の機器の取扱いについても触れる内容となっております、大きく2つの観点からルールは構成されてございます。1つ目は、利用時間についてでありまして、統一ルールとして夜の利用時間は小学生は午後9時まで、中学生は午後10時までとし、夜間は保護者が機器を管理することとなっております。2つ目は、インターネットに触れる際のルールやマナーについてでありまして、統一ルールとして相手に嫌な思いをさせないことや不適切な画像及び動画、個人情報に関わる投稿をしないこととし、内容は保護者が確認することとしております。また、例えば食べながらですとか、歩きながらですとか、そういったながらスマホをしないことについても触れる内容となっております。なお、それぞれの項目につきましては、家庭での約束というものを例示してご家庭でお子様としっかり話し合うよう進める内容となっております、約束づくりの参考資料として我が家のスマホ等誓約書という資料も併せて作成されているところでございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということでは大きく2点、利用時間のこととか、あとルール、マナーについて保護者が確認するようなことで保護者の方々と取り組んでいるというところが分かりました。そこで、今後もそのような形で、定着しているかというところも問題なんですけれども、その後は調査していないというようなことでしたので、やはり定期的に調査の回数を増やしたり、あと本当に年々状況が変わってきている現状もありますので、今後ももうちょっと回数を増やして子供たちのトラブルや全国的な様子、状況を確認して、あと保護者のニーズに合わせたことで調査して、子供たちの使用についての実態をなるべくルールに沿うように子供たちがきちんとできているか等の確認が必要なのかなと思いました。

そこで、(2)についてでありますけれども、これが先ほどから申しているようにいじめや犯罪に巻き込まれる事案が本当に非常に多くて、本当に身近な場所でも裁判までいった。10代の子供たちがという事件が多発しております。そこで、答弁にもありましたように被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。そして、スマホトラブルの保護者回答のランキングでは、依存、ネットいじめ、スマホゲームの課金、有害サイト、迷惑メール、小中学生の3割が経験しているというような調査もあります。そして、やはりSNSで誹謗中傷、いじめを受けたり、加担してしまったり、そして投稿や写真による個人情報が流れてしまったり、炎上してしまったり、そして自作ではない写真がアップロードされ、著作権侵害であったり、だまされて写真を送ってしまったり、非常にたくさんのトラブルがあります。そして、SNSで写真を投稿することによって自宅の住所が漏えいされたり、先ほどからも伝えましたが、アプリやゲームで高額請求、ワンクリック詐欺、出会い系サイトによる被害も多数報告されております。アカウントの乗っ取りやフィッシング詐欺等、人間関係もこういった世界でこじれてしまったり、ツイッター、インスタグラム、

ティックトック、ミクチャ、LINE、SNSで知り合った相手と実際に会う、つきまとい被害があったり、トラブルが本当に多様化しており、件数も非常に増えております。闇バイトについても最近非常に問題になっております。

このような形で、先ほどの答弁の中に各学校において情報モラルの一環としてゲストティーチャーを招いての学習を行っているというお話がありました。どのような方が講師になって、どのような内容の学習が行われているのか。答弁の中にネットパトロールを行っていますというような話もありましたけれども、その実施の頻度について伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 ゲストティーチャーを活用した情報モラル教育の指導者と学習内容、それとネットパトロールの実施の頻度ということでございましたけれども、まず情報モラル学習のゲストティーチャーと学習内容についてでありますけれども、ゲストティーチャーにつきましては、滝川警察署生活安全課の職員の方、また北海道教育庁空知教育局社会教育指導班の社会教育主事、また民間企業の方にも講師になっていただきまして、児童生徒や保護者さんを対象とした学習、また研修を行っているところであります。内容としましては、SNSを利用する際の望ましいコミュニケーションの在り方ですとか、またゲーム課金の問題、ネット依存の弊害などについて具体的な事例を基にして注意喚起を促すような内容となっております。

次に、ネットパトロールの実施頻度についてであります。各学校におきましては月に1回から4回程度の頻度で、インターネット上に児童生徒等の誹謗中傷や個人情報の掲載がないか、教頭、また生徒指導担当者が中心となって調査を行っているところでございます。また、北海道教育委員会におきましてもネットパトロール等業務委託業者から調査結果の報告を受けているところでありまして、そちらで本市の児童生徒等に関わるそういった誹謗中傷等が発見された場合には教育委員会が情報提供を受けて対応すると、そういった仕組みになってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということでは、ゲストティーチャーに関しましては警察の方や教育庁の方や、そして民間の方、やはり民間の方というのも重要なんじゃないかなと思うわけなんです。そういったところで、とにかくいろいろな方向でいろいろな方からの話を聞くということが重要なのではないかと思います。最後のほうで教育委員会に情報提供を受けてとありましたけれども、本当に道内でもいろいろな事件、事故があって、教育委員会の対応が問われるところが結構あります。全国的にも初動の教育委員会の対応について批判されることも多々ありますので、そういった点についても今後細心の注意を払って、とにかく子供たちが安全でいられるように、そして被害者にも加害者にもならないように取り組んでほしいと思うわけなんですけれども、そこでSNSを通じて悪意ある人物とつながってしまう。様々なトラブルに巻き込まれる。プライバシーの侵害、なりすまし犯罪。

2024年10月では13歳から15歳、94.7%というところも出ております。多少でも関わりがあったというような被害というようなことではないかと思います。

そして、(3)についてなんですけれども、身体への影響として肩凝り、首、筋肉、ストレートネック、姿勢不良、猫背、巻き肩、眼精疲労、視力低下、ドライアイ、腱鞘炎、手指の痛み、腰痛、脳疲労、成績、不登校、そして留年、遅刻、休み増、ネット依存、ゲーム依存、改善としてはやはり情報機器との健やかなつながり方というのがあるようです。心については、睡眠障がい、記憶力、判断力低下、いら立ち、情緒不安定、コミュニケーション低下、自己評価低下、ストレス、疲労というところで、先ほどからも伝えておりますように家でも依存してしまって、そして学校でも今タブレットというところで非常に子供たちの身体への負担も大きいということが問題視されております。それで、先ほど体の影響については決まりや便りを使ったり、各学校で指導していつているというような話もありました。

そういったところで、いろいろな危険なトラブル以外でも体にとってのトラブルという影響というところも非常に、学校でも使っているわけですからね。だから、今の子供たちは私たちの幼少期とは違って、遊び方も違うし、何かちょっと不安だなと、全国的にもそういうような保護者の方々もたくさんいらっしゃいます。先ほどのお話の中に文部科学省の児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックの内容と、それをどういった機会に通信等を活用した体の影響についての指導が行われているのかについて伺います。

○議長 多比良和伸君 指導参事。

○指導参事 堤 雅宏君 文部科学省から出されましたガイドブックの内容と各種便り等を活用した指導の機会ということでございますけれども、まず文部科学省から出されました児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックにつきましては、平成23年度から25年度に文部科学省で学びのイノベーション事業という事業を実施したわけでございますけれども、その事業を通して特に授業におけるICTの活用による児童生徒の健康面への影響等について把握した実態を踏まえて作成されたガイドブックということになってございまして、タブレットなどのICT機器を学校で使うときにどのような姿勢や環境で使用するべきかなどICT機器の使い方を専門家の意見を交えながら解説している資料となっております。こちらのガイドブックにつきましては、GIGAスクール構想によって1人1台端末が普及した令和4年度に改訂版が出されております。

具体的な内容としましては、例えば教室の明るさですとか、また電子黒板等の大型テレビの画面への周りのものの映り込みを防ぐ方策、またタブレットを使用する際の姿勢などについての改善方策が触れられているとともに、学習環境の充実を図るための留意点、そういったことを専門家からのコメントとしまして、児童生徒の視力への影響ですとか、またドライアイについてなど、健康に配慮した使用の仕方についてのポイントがまとまった

内容となっております。

また、各種通信、便りなどを活用した指導の機会ということでございますが、こちらにつきましては市内の6校一斉にこの時期にとは決まっておりますので、例えば視力検査を行った後ですとか、また目の愛護デーに合わせて保健だよりなどを発行したりする際にそういったICTと視力の関係について触れるような内容が記載されていたりですとか、また夏冬休み、長期休業中の生活に関わる留意点としてそういったことについて触れるなど、各学校においてそれぞれ時期を見ながら適宜便り等を使い、指導や啓発に努めていると、そういった実態になってございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 というところで、その都度行っていたり、お便りという点で、この点に関しましても、義務教育学校というところで1校になるわけですから、低学年から9年生まで、そして幼稚園、保育園と連携して、やはり幼少期からというところでも非常に大切な、特に身体への影響という点では本当にゼロ歳児、1歳児から見ているという実態がありますので、幼稚園、保育園からも連携して今後も進めていって、体への影響にも十分注意を払っていただきたいと思います。

そこで、教育長、全体的にお話をいろいろ聞かせていただきましたけれども、全体的な見解について伺います。

○議長 多比良和伸君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 (登壇) ただいまスマートフォン等の使い方、影響について全体的な見解ということでしたけれども、ただいまお話を伺っておりまして、高田議員からいただいたご指摘というのは、これはもう何年も前からいただいている部分と新たにいろいろな問題が発生してきたというものが兼ね合わさっておりまして、いろいろ詳しくご答弁もさせていただきましたので、重複する部分もあると思いますけれども、私のほうでお話を少しさせていただきますと思います。

ご指摘があったように、高額の課金によるトラブルや危険なサイトやアプリへのアクセス、個人情報の流出、あるいは子供同士がSNS上でトラブル、いじめ等ですね。このことについては、本当にトラブルが事件、事故につながっていくという部分も十分にございまして、ここは使い方をとにかく一定して考えていくと、先ほど来お話があったように、スマートフォンですとか、例えばゲーム機ですとか、タブレットですとか、これからこの機器を制限するというのは、これはもうほぼ難しい状況になっていますので、とにかく正しく使っていただくと。例えば一義的に言えば、家庭で年齢に応じたフィルタリングをかけていただくとか、あるいはクレジットカードを使って課金をするというようなときには、これは家庭内でクレジットカードの制限をしていただくとその上限以上は使えないということにもなりますので、こういった部分についてはぜひ家庭の中でも行っていただきたいという部分がありますが、ただ先ほど申し上げましたSNS上で子供同士がということに

なりますと、これは家庭だけではなくて、先ほど来申し上げています市教委と市P連、市のPTA連合会というのはもちろん教職員も全て入っていますので、その中で一定のルールを決めておりますので、このルール上、何とか家庭でもご指導いただく、もちろん学校でも市教委でも指導していくという形にはなっていくと思いますが、もう一つ、青少年の指導センターというのが先ほどお話がありましたけれども、こちらでも定期的に会議を行っておりまして、実際には警察署の職員も入っていますし、小学校、中学校、高校までの教職員も、もちろん市教委も入っておりますので、ここではいろいろなトラブル関係についても新たにこういうようなトラブルが発生してきているとか、こういう使い方をすると非常に大変だという部分がありますので、これは情報共有を今までもしておりますけれども、今後もしておきながら、それを学校ですとか家庭にフィードバックをしていくということが必要だと思いますし、やはり一番はインターネット社会におきまして自分の個人情報をとにかくほかの人には、分かれている部分は別なのかもしれませんが、そうでない第三者に個人情報を渡すというのがいかに危険かということは、これは学校でも家庭でも市教委でもとにかく繰り返し指導していくと、そしてトラブルのない正しい使い方をしていただくということになるかと思っておりますので、こちらは今までもそうですが、これからとにかくスマートフォンの適正な使い方ということで指導を市教委としても進めてまいりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ということろで、スマートフォンの適正な使い方を指導していくというようにお話がありました。本当に細かく情報も変わっていきまして、事件性の問題も変わっていきます。ここで先ほどの連載の記事ですけれども、SNSでは偽情報、フィルターバブル、エコーチェンバーなどの弊害があることも軽視できない。SNSのようなデジタル技術を応用した情報処理のやり方には利便性の面だけではなく、デジタル技術の原理に由来する非常に危険な特徴があるということを忘れてはならない。デジタル情報は簡単にコピーできるために、インターネットを利用したSNSによって瞬く間に数万、数十万のユーザーに拡散される。そして、偽情報が発信される可能性もあるというようなお話です。

先ほどからも伝えておりますけれども、事件の被害者にも加害者にもならないということろで教育委員会の対応も非常に全国的に問題視されておりますので、今後も適切に取り組んでいっていただきたいと思います。予測困難な未来を生きる上で、子供たちが先進的な情報通信技術を用いて社会的課題解決や価値創造を図る必要性が高まっていると言えます。そういった観点から、子供たちが教育や日常生活の場を通してICTスキルを伸ばしていくことが求められる時代なのかなと思うわけです。しかし、その一方で情報通信端末の社会における普及が急速であることから、また十分にそのリスクへの対応が取られていないようにも感じるところであります。そういったことから、教育においても常に社会動向に目を向け、子供の実態把握に努めながら、学校と家庭、地域社会が一体となってイン

ターネットを介したいじめや事件、健康被害等から子供たちを守り、育んでいくことができる環境の構築に努めていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 多比良和伸君 武田真議員の一般質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員。

○武田 真議員 （登壇） それでは、通告に基づきまして私からは大きく2点について伺います。

大きな1、フードバンク等の推進についてであります。フードバンクとは、企業や個人等から提供された余剰食品を生活困窮者や福祉施設、子ども食堂等に無償で提供する仕組みです。この取組は、食品ロスの削減と社会福祉の向上を両立するものとして近年多くの自治体において推進されています。そこで、本市における取組状況等について次により伺います。

（1）本市及び近隣自治体におけるフードバンク等の活動状況について。

（2）フードバンク等の推進による食品ロス削減に関する考え方について。

（3）今後の本市の関与の在り方及び支援策の可能性について。

大きな2点目、認知症施策を推進するための条例の制定についてであります。認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランによると、我が国における認知症高齢者の数は2012年、平成24年時点で約462万人と推計されており、2025年、令和7年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。認知症は、誰もが関わる可能性のある身近な課題となっています。また、本市においては、人口減少及び高齢化の進行に伴い地域のつながりが希薄化しており、高齢者の見守りの担い手不足や社会的孤立の増加が課題となっています。こうした状況の中、認知症施策を効果的に推進するためには市民や地域団体、事業者等との協力が不可欠です。本条例の制定を通じて関係者が共通の認識を持ち、協力体制を強化することにより、認知症の方々が尊厳を保ちながら安心して暮らせるまちづくりを推進することができると考えますが、市の見解を伺います。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 （登壇） 私から大きな1の（1）及び大きな2についてご答弁申し上げます。

まず、大きな１、フードバンク等の推進について。（１）本市及び近隣自治体におけるフードバンク等の活動状況についてであります。フードバンクとは、安全に食べることができる食料品が包装の破損や過剰在庫、規格外品などの理由で流通に出すことができない場合、企業や農家の方から寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動で、全国的には２７０以上の団体が困窮者支援などの社会福祉的な側面と食品ロス削減などの側面から、この活動に取り組んでいるとされております。市内においては、市が直接フードバンクに関する取組を行った経過はございませんが、民間企業の中には一般家庭からの余剰食品を集め、食品を必要とする団体や施設に寄附するいわゆるフードドライブを実践されているスーパーマーケットがあり、店内に回収ボックスを設置することで一定の賞味期間を有する缶詰、レトルト食品、菓子類等の寄附を定期的に受け付け、フードバンク事業を運営する道北のＮＰＯ法人に提供することで食料支援を必要とする世帯への配布につながる取組を行っているものと承知しております。

また、近隣自治体につきましては、月形町に拠点を置くＮＰＯ法人そらち生活サポートセンターでは、空知総合振興局及び空知管内６市１４町から生活困窮者自立相談支援事業の委託を受けており、札幌市内のフードバンク事業を運営するＮＰＯ法人と連携を図るとともに、管内の一部自治体の消費者協会等が窓口となって住民から余剰食品の提供を受け、このそらち生活サポートセンターに提供することで食料支援を必要とする世帯への食品の提供につながる取組を行っているものと認識しております。このほかにも、近隣自治体の中には民間企業が主体となって余剰食品を確保し、社会福祉協議会に寄贈することで福祉事業を実施している当該自治体内の法人へ提供されている事例もあるものと認識しております。

次に、大きな２、認知症施策を推進するための条例の制定についてご答弁申し上げます。高齢化社会の進展に伴い、国においては認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を推進するための認知症基本法を令和６年１月１日から施行し、この法律に基づく認知症施策推進基本計画が同年１２月３日に閣議決定されたところであります。この基本計画は、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため基本的方向について定めるものであるとともに、地方自治体において努力義務が課せられている認知症施策推進計画の基本となるものと位置づけられております。この計画においては、認知症になっても一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間などとなつながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観が示され、認知症の方の声を起点として、その視点に立った施策の推進が明記されたところであります。

各地方自治体においては、この基本計画を踏まえて、認知症施策推進計画を策定する場合、新しい認知症観に立って当事者の方に参画いただき、その声を尊重しながら取り組むことが求められており、市町村においては都道府県の推進計画も基本としながら、老人福

祉計画や介護保険事業計画等との調和を図るとともに、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施するよう通知が発せられているところであります。また、全国の自治体の中には、平成30年度頃から認知症の人の視点に立ち、認知症の人と共につくった認知症施策の推進に係る条例を制定している事例があり、その中で基本理念、自治体の責務、住民の参加、関係機関や事業者の役割等が定められ、先進的なこの取組は国の基本計画の根幹をなしている部分が既に反映されているものと考えられるところであります。

本市におきましては、対象者を認知症の方に限定した条例ではありませんが、平成25年度から砂川市高齢者いきいき支え合い条例を施行し、高齢者が必要な支援を受け、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の方や事業者のご協力を得ながら地域高齢者見守り事業等の施策を推進しているところであります。本市における認知症施策推進計画の策定につきましては、北海道における当該計画の策定が今後想定されることから、その内容も踏まえ、検討を進めることになるものと考えておりますが、既に現行の第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中でチームオレンジの活動推進など認知症施策について明記し、その実現に向けて取り組んでいるところであります。つきましては、現時点において認知症施策を推進するための条例を制定することは想定しておりませんが、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において国の基本計画の趣旨にのっとり、認知症の方及びご家族などのご意見も聞かせていただきながら、新しい認知症観の理解促進などの認知症施策について計画的、効果的に推進してまいりたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 （登壇） 私からは大きな1の（2）、（3）について順次ご答弁申し上げます。

初めに、（2）フードバンク等の推進による食品ロス削減に関する考え方についてご答弁申し上げます。食品ロスは、まだ食べられるにもかかわらず生産、製造、販売、消費等の各段階において廃棄される食品のことであり、この削減に向け取り組むことは廃棄物の減量化につながり、処理に必要な経費の抑制や使用される燃料等の減少により二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を減らす効果など、持続可能な循環型社会の形成に寄与する活動として期待されるものであります。食品ロスに関しましては、この観点のみに着目して抽出したデータはございませんが、一般廃棄物中間処理施設くるくるに搬入された砂川市の生ごみの搬入量は2023年度、令和5年度で約1,205トンであり、2015年に採択されたSDGs、持続可能な開発目標の国際目標である食料廃棄の半減の達成を推進するため国が策定した食品ロスの削減の推進に関する基本方針で目標の基準年とされた2000年度、平成12年度の約3,492トンと比較すると約35%となっており、人口減少や生活様式の変化などに伴い、大幅に減少しているところであります。食品ロス削減への取組については、消費者、事業者、団体などそれぞれの立場で様々な手法がある

中、フードバンクの活動については砂川市一般廃棄物処理基本計画においても廃棄物の発生、排出抑制の観点から掲載しているところであり、一つの手段としては有益なものと認識しているところでもあります。

次に、（３）今後の本市の関与の在り方及び支援策の可能性についてであります。生活困窮の側面と食品ロスの側面から併せて答弁いたしますが、市の困窮者支援策におけるフードバンクとの関わりについて、生活に困窮されている方からのご相談を受ける際には常に食料品の備蓄状況も確認している中、在庫が乏しく、食生活に支障を来しているケースは過去数件にとどまり、他市のＮＰＯ法人であるフードバンクの運営団体から食料品の提供を受け、相談者の方に届けることで対応を図ることができております。社会福祉協議会においては、金銭面での生活相談を受けた場合の対応として当座の生活資金を無利子で貸し付ける制度を設けており、食料品の購入を含む日常生活の維持が可能となる支援策を講じておりますが、これらの貸付実績も年間数件程度になっております。また、これまでに市内の社会福祉施設からフードバンク事業に関連したお問合せをいただいた経過はなく、全国的に実施例が見られる子ども食堂についても現時点では市内で開設された実績はないものと認識しております。このように現状として困窮者支援策の側面では食料品の欠乏といった緊急事態の発生件数は限られており、相談内容に応じて関係機関が連携の上、適切な支援が行えるよう、市全体でセーフティーネット対策を講じているところでもあります。

食品ロス削減などの側面としても、先ほど申し上げましたとおり、生ごみについては排出量が大幅に減少していることや一般廃棄物中間処理施設くるくるにおいて高速メタン発酵処理によりバイオガスを取り出して発電するなど有効活用されていることもあることから、関与の在り方として現時点において市がフードバンク事業を実施することは想定していないところでもあります。一方で、支援策の可能性という点につきましては、今後物価高騰が続く経済状況を背景とした生活困窮世帯の増加や社会情勢を憂慮され、子ども食堂などの活動に取り組む意向を持つ民間団体等の出現もあり得るものと想定しているところでもあります。そのような状況が生じた場合には、市が双方のニーズを把握することで効果的な食料支援等の活動が展開されるよう、つなぐ役割を果たすとともに当該団体等における活動目的や事業内容について情報発信を行うなど、自治体としての支援方法の在り方について先進例の情報収集に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、順次再質問していきたいと思うんですけれども、まず大きな１点目、フードバンクの推進についてなんですけれども、若干この質問をした背景について私からも説明させていただきたいんですけれども、先ほども話に若干触れておりましたが、昨今の非常な物価高騰は進行しているような状況であります。特にお米が高騰しているというのはメディア等でも報道されております。政府が備蓄米を放出するというようなことも報道されている状況であります。実は、政府の備蓄米なのなんですけれども、こ

れまでもフードバンクあるいは子ども食堂に対して無償で配布するという事業をこれまでも実施しておりました。当市においてもそうした備蓄米を活用できるのではないかなというように考えて勉強会を開いているような市民の任意の団体等が活動しているという話も私は伺っております。

あと、当市だけではないんですけれども、日本の全体の貧困問題なんですけど、これは厚生労働省の2021年度の統計なんですけれども、大体15.7%の世帯が相対的貧困の状況にあると、ひとり親世帯に絞ってみれば約半数が相対的貧困の状況にあるということで、やはりフードバンクを通じた食のセーフティーネットの需要というのは恐らく潜在的にはあるのではないかなと想定しております。先ほどでは数件というお話はありましたが、実際本当に困っている方、最近特に物価高騰を受けてその割合というのは高まっているのではないかなと。まさに食うや食わずというのは極限状態でありますけれども、その手前段階にいますような方というのは実際かなり私はいるのではないかなという想像をしております。

また、食品ロスの課題も重要な観点でありまして、以前も当議会で石田健太議員からフードロスの一般質問もありましたが、やはり食べることのできる食品が無駄に廃棄されているというのは非常に残念なことでありまして、それを活用することによって食品ロスの削減に多少なりとも、何トンとかではないですけれども、貢献できるのかなと。そして、当然先ほどもSDGsの考えもありましたが、SDGsの考えに基づいてやらせることもできるのかなと私は考えております。こうした状況から、目立って何かということはないんですけれども、当市においてもフードバンクに対する関心が高まっている状況ではないかなと私は想像しております。

そこで、(1)から順次伺っていきたくなんですけれども、先ほどの答弁でスーパーでフードドライブですか、食べられる食品を集めているというようなお話がありまして、私は実はそのスーパーの近所にいるものですから、そういう活動は以前からやっているというのは知っておりました。また、月形のNPOが食品を集めて世帯に配布、近隣の自治体6市14町ですか、ということの活動をされているというようなお話がありました。そこで、近隣自治体ということなんですけれども、具体的にどういった形で食品を集めて、その食品がどういった方々に配布されている。法律に基づいてということだったと思うんですけれども、大体どのぐらいの件数の実績件数があるのか、もう少し具体的な月形のNPO法人の、近隣自治体が委託しているということだったと思うんですが、その具体的な内容についてもう少し伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 市内のスーパーにフードドライブについてお聞きいたしますと、月に1回、1週間程度回収ボックスを設けられて、1回で5～6個の食料品、多いときには20個近いというようなこともあると。内容としまして、例えばギフトで小分け

したその中の缶詰ですとかお菓子類といったものが寄贈されているということで、道北のNPO法人に渡すことによって、必要とされている世帯に届くという形でございます。月形町のNPO法人は、食料品の確保は主に札幌のNPO法人から提供を受けているということで、量も一定量と、相当の量ということでなかなか記録的なものはないというところなのですが、配布先としては、生活困窮者自立相談支援事業を行っておられますので、その中で自治体から紹介を受けた方、または直接申し込まれた方を対象に配布されている。また、民間企業で行われている例については、お米や調味料、インスタント食品など一定量が集まったら社協にお渡ししているということでお聞きしてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 なるほどですね。スーパーではそれほど多くはないということだったと思うんですけども、現在行政の関与の在り方なんですけれども、相談を受けたのが、例えば社協あるいは自治体の社会福祉の窓口で相談を受けた方がそこを紹介されて伺うというパターンなのか、この辺の行政の対応、関与の在り方というのはどうなっているのか、月形のNPO法人だとは思いますが、その関与の在り方というのはどうなっているのかというのを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 月形の例で申しますと、生活困窮者自立相談支援事業の中でお問合せがあり、その中で食料不足という状況にあるご相談を具体的に、それが自治体の紹介を受けてか、または委託を受けておりますから、直接そちらにご相談といったケースもあろうかと思っておりますけれども、そういったまさに必要とされている方に渡っていると。また、自治体の言わば支援の例といたしましては、そういった取組をホームページあるいは広報で紹介されたり、近隣ではありませんが、全国的には補助金の交付要綱を策定しているといったケースもあると認識してございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 私も全国的なフードバンクの状況というのを調べてみたんですけども、行政の関与の在り方というのは非常に統一されていないといえますか、ばらばらなんですよね。こういった仕組みで標準的にこうなっているんだというのはない状況なのかなと思いますし、調べた範囲でもフードバンクに集まった食べ物の発送先というのが大体半分以上は子ども食堂であったり、生活困窮者であったり、あるいは別のフードバンクにそこが行っていたりと、非常に対応の仕方はばらばらで、行政の関与の仕方としても直接関与というのはほとんどないなとは思っております。あくまでも相談を受けて、それに対してそうした場所を紹介しているというのが多くの実態なのかなと思います。

そこで、当市におけるフードバンク、フードドライブの取組なんですけれども、先ほども答弁でありましたが、砂川市の一般廃棄物処理基本計画においてフードバンク、フードドライブの取組を進めていくという記載がありました。答弁はもう既にあったんですけれ

ども、現状においてはフードドライブについては民間の方が取組をされているということで、フードバンクについては当市においては実績がないというような答弁だったと思います。具体的な実績もないところなんですけれども、今後、先ほどの答弁にもありましたが、こうした活動を進めるに当たって、市としてはやはりあくまでも民間主導のものであると、例えば当市として何かイニシアチブを取ってそういう活動を進めていくということではなくて、あくまでもその民間の有志の方、あるいは団体がそういう団体ができたとしたら、またはもしくはその前段階における助言、指導にとどまるということの取組ということで、念のためにいま一度その辺確認したいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 当市のフードバンクの関わり方というご質問ですけれども、市の一般廃棄物処理基本計画においてフードバンク等の記載があります。これは、この計画内のごみの発生抑制計画の生活系ごみ対策、また事業系ごみ減量化対策の項目に食品ロスの削減推進としてフードバンク等の活動支援や普及促進を掲載しております。市が直接フードバンク等の立ち上げ等を想定しているものではありませんが、ごみの減量化や廃棄物の減量化に関して市民や事業者の皆様に啓発、周知をする趣旨で掲載しているものであるという認識であります。ただ、そのようなフードバンク等を立ち上げるような団体等ができた場合には、どのような活動をしていくかなど、先ほども触れましたが、情報を共有して、団体等の周知等の要請がある場合には、食品ロスの削減という観点から市もどのような支援ができるか、また普及促進に資する支援ができるのかということを考えてまいりたいと思っています。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 今市民部から食品ロスの観点ということでお話を伺いました。通告にもあるとおり、また答弁にあるとおり、フードバンクの取組というのはやはり社会福祉の観点と食品ロスの2方面の観点が重要なのかなと思います。そこで、これまでの議論を通じて、当市においてこの取組をどう進めるかという点に関して私から若干提案したいなと思うんですけれども、もう既に通告にも書いているとおりなんですけど、まず食品ロスの観点からいえば、やはり設立をしようと考えている、あるいは勉強会をされている方に対する情報提供ですよね。その助言をする、情報提供するという活動というのはまず大事。そこは、恐らくまず1番目の窓口としては市民部が窓口になるのかなと思います。そうした方々に対する助言、情報提供、そこがまず第1点、大事なところだと思いますし、2点目は既にもう答弁にもありましたが、その後仮にそういった団体が立ち上がったんだということであれば側面からサポートするような対応です。他自治体の事例を見ますと、補助金を出しているとか、運営面のサポート、運営費を出すというような補助金を出している自治体も見受けられます。そういった部分の側面のサポートです。あとは、市内企業等にキャンペーンといいますか、宣伝をするというような活動が恐らくまず食品ロスの観点か

ら考えられるのかなということと、社会福祉の観点からいえば、やはり貧困対策ですよ、食料。先ほど数件ほどの相談件数で、無利子の貸付金もあるから、そういう人たちはいないのではないかなというような答弁でありましたが、さきにお話をしたとおり、物価高騰、特にお米の高騰等を受けて実質的に非常に困窮している方というのは声が出ていないだけで、実際は潜在的に多くいらっしゃるのではないかなと私は考えております。声がないからいないんだということにはならないんですけれども、ただ実際に現状全国で270以上ですか、フードバンク活動が進められているということの背景は、恐らくそうした人たちが、行政の手段が使えないような方々が実際そういうことを使われているのではないかなということが想像できます。

そうした意味で、何らかの形でそうした活動が当市においても実施されているというようなことであれば、そうしたサービスと市の福祉サービスを連携しながら貧困対策の一環として取り進めていくべきではないかなと。現状そうした団体もないですから、今の段階で言えるのはこの辺までかなと思うんですけれども、あとは各地で行われているフードバンクの実態調査ですよ。どういう形で実施されて、どのような効果が上がっているのかという部分の調査というのは私は非常に重要だと思います。それは食品ロスの観点、あるいは社会福祉の両方の観点はありますけれども、そうした実態、あるいは近隣自治体の実績等の把握、そうしたことに努めるのが私はまず重要ではないかなと思うんですけれども、改めて今後の当市におけるフードバンクの取組について、これまでの議論を通してぜひ今後の進め方等についていま一度お伺いしたいなと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 当市における取組、まさに福祉的な観点、そして食品ロスの観点、両方のものが行政の関与としてはご指摘のとおりかと存じます。今市が考えておりますのは、そういった取組に前向きにお考えになっている団体がそういった動きが見えてきたときにはぜひ情報を共有させていただきながら、特に例えば福祉的視点で申しますと、どういった方にその食品をお渡しするのか、もちろんご本人の同意が前提になろうかと思っておりますけれども、そういった意味で活動を志す方にとって市がつなぐ役割を果たしていく、そのためには先進例も含めた情報収集に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 ぜひともそのような形で市としては関与いただきたいなということを要望したいと思います。大きな1点目は終わります。

大きな2点目でありますけれども、認知症施策を推進するための条例の制定ということなんですけれども、実はこのテーマについては令和3年の第1回定例会において当時高田議員から認知症支え合い条例を制定してはどうかというような提案がございました。ほぼそれに重なる内容なんですけれども、当時の議論を見ていきますと、当時の市長の答弁なんですけれども、要は結論から言いますと、既存の今ある高齢者いきいき支え合い条例の

中で対応していくんだと。その理由の一つとしては、認知症が誰でもかかる病気だという認識を市民に広げるのがまず先であると、それが前提であると。既存の支え合い条例の枠組みの中で対応を強化していくというのが大事であって、条例が先ではないと。周りの状況がそういう状況になって、その次にそうした条例がつくられるんだというような認識がありました。当時の議論を見ていきますと、現状の高齢者いきいき支え合い条例で見守るべき高齢者、その多くがいずれは認知症の方々になるのではないかなという議論もありました。そうした状況も踏まえて、4年前の議論では現状の枠組みで進めていきたいというような結論だったと記憶しております。私もこの当時の議論の方向性には合理性はあったなと認識しております。

しかしながら、当時の議論から4年が経過して、状況はいろいろ変化してきたなと思っております。先ほどの答弁でもありましたが、やはり一番大きなものは昨年施行されました認知症基本法が一番大きな出来事だったなと思います。また、認知症に対する多くの方々の認識も私はかなり変わってきたなと受け止めております。それは、当時議論にありました認知症が普通の病気であるということ。当時はまだまだそういう認識は広がっていないのだという認識でありましたけれども、現時点においては多くの方々が認知症というのは普通の病気だと、誰もがかかる病気だという認識は私はかなり広まってきているなと思います。何かこれは客観的な数字があるのかと言われれば、なかなかちょっと難しいところではありますけれども、その認識は私は実感することをできることは多々経験しております。例えば私が町内会長として地域の見守り活動に関わっておりますけれども、実際対象者の方が認知症だったという事例もございましたし、あとは以前地域交流センターゆうで認知症のドキュメンタリー映画を上映するイベントを2回ほど実施したんですけれども、市内、市外から多くの方々が、その劇場が満員になるようなほどの方が詰めかけるような状況で、そのアンケート調査も見せてもらいましたけれども、そういった認知症が非常に身近な課題であると、自分の父、母のことを思い浮かべながら映画を見ましたというような感想が寄せられたりするなど、やはり多くの方々の認識が変わってきたかなと。また、チームオレンジが発足しましたよね。そうした中で、確実に市民の皆様の認識が変わりつつあるということは私は認識しております。そういった状況下であります。ですから、当時は条例制定には至らないんだと、まだまだ市民の認識が高まっていないから、既存の高齢者いきいき支え合い条例の中で現状の課題に対応していくんだという認識ではありましたが、現状4年たって、市としてこの状況の変化はまずどのように認識しているのかを伺いたいと思います。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 いきいき支え合い条例を制定後、そしてまた前回議会でのご質問等の対応と、それから認知症の施策に対しての考え方がより変わってきているのではないかなという点は確かにあろうかと思っておりますけれども、現実的にはチームオレン

ジも昨年発足したばかりといったことです。また、1回目の答弁でも申し上げましたが、新しい認知症観といった言わばステージの新しい局面を迎えようとしているところでありますので、この理解促進については今後努めてまいらなければならないものと考えてございます。

○議長 多比良和伸君 武田真議員。

○武田 真議員 当時も、先ほどもお話をしましたが、現状の高齢者いきいき支え合い条例は、遅かれ早かれ対象者の多くが認知症になっていくということであれば、遅かれ早かれ実質的にそれは認知症支え合い条例になっていくのではないかなという議論、当時もありました。私自身は、そうならざるを得ない。そもそもこの条例、今のある高齢者いきいき支え合い条例が恐らくそれらを前提とした形で制定されたのかなと、私は条例が立ち上がったときにはちょっといみじませんでしたけれども、立法の経過といいますか、立法趣旨を考えるに、恐らくはその先には認知症支え合い条例を目指していたのではないかなと私は実は認識しております。

今ある高齢者いきいき支え合い条例に欠けている視点というのはまさに、先ほど部長の答弁にありましたけれども、新しい認知症観ですよ。認知症観の視点が入っていないだけなんです。それを加えれば、実質的に今の認知症基本法の理念を反映した認知症施策を推進する条例になり得るものだと私は認識しております。新しい理念、繰り返しになるんですけども、認知症の方の基本的な人権の尊重であったり、尊厳の保持、あるいは認知症の方の意思の反映ですよ。そうした項目を新たに加えることにより、それは改正になるのか、実質新規になるのかという、その立法的な技術論の話は置いておいて、そうした形で砂川市における認知症施策を私は進めることができるのではないかなと思っております。

そこで、やはりここは最後に市長に伺うしかないので、今般の市政執行方針には認知症施策の推進ということはなかったんですけども、今後の砂川市の認知症施策について現行のいきいき支え合い条例の改正等も含めて、また現状の認知症基本法の制定経過も踏まえ、状況の変化を踏まえて市長としてはどのような考えで進めていくのかを最後にお伺いしたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市長。

○市長 飯澤明彦君 （登壇） ただいまありました高齢者いきいき支え合い条例、それが認知症の支え合い条例という形にはならないかというようなご質問でございますけれども、先ほど武田議員が言われていましたように、平成25年、高齢者いきいき支え合い条例、これが施行されてございますけれども、そもそもこのいきいき支え合い条例、これは認知症の方々の施策の位置づけが大きなものだったと私も認識しております。言ってみれば認知症の人たちのケアをこの条例の中でうたっているという、そんなことでございまして、この高齢者いきいき支え合い条例、これについては特定の疾病を支え合うというよ

うなものではなくて、高齢者の誰もがやはり体がなかなか不自由になってくるですとか、認知症が進むだとか、そういったものが前提にあってこの条例を支えてございまして、先ほども言いましたけれども、ある特定の疾病に特化した条例ではないということで、全体の高齢者を支えていくというような条例と認識してございます。

また、認知症に対する新しい認知症観ですか、というのは本当に今では、質問にもありましたように65歳以上で5人に1人が認知症になると言われてございますけれども、年代とともにそれが4人に1人、3人に1人とも言われてございます。言ってみれば誰もが本当に認知症になり得る。まちに出ていくとどこにでも認知症、フレイルの方も含めていらっしゃるということで、そこを市民それぞれの方々が認識した中で、本当に認知症になった方々も住みよいまちづくりができればいいなと思ってございます。先ほどの新しい認知症の基本計画等々も言われてございますけれども、これから砂川市高齢者保健福祉計画、そしてまた砂川市介護保険事業計画がまた新たに9年度から始まってまいりますけれども、そこの中での議論も踏まえて、支え合い条例に尊厳ですとか、そういったものを入れることが必要なのか、可能なのかというところも含めてこれからちょっと協議をさせていただきたい、検討させていただきたいと思ってございます。

◎延会宣告

○議長 多比良和伸君 本日はこれで延会します。

延会 午後 2時50分